

北九州市宿泊税に関する調査検討会議 報告書

令和元年8月

北九州市宿泊税に関する調査検討会議

【目 次】

1. 検討にあたって.....	1
2. 本調査検討会議の論点	2
3. 福岡県及び福岡市が導入する宿泊税の概要	5
4. 宿泊税導入に伴う歳入見込みについて（試算）	7
5. 北九州市の財政状況	9
6. 財政需要（宿泊税の用途）の検討.....	13
7. 税以外による手法の検討	26
8. 宿泊税に係る課税要件等の検討.....	27
9. 検討の終わりに.....	33
参考1. 各種調査及びパブリックコメントの結果.....	34
参考2. 検討経過.....	72
参考3. 北九州市宿泊税に係る調査検討会議 委員名簿.....	72
参考4. 北九州市宿泊税に係る調査検討会議 設置要綱.....	73

1. 検討にあたって

政府は、平成28年3月30日「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」（議長：内閣総理大臣）において、「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、2020年における訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円を目標とした様々な取組を行っており、平成30年には、訪日外国人旅行者数3,119万人、訪日外国人旅行消費額4兆5,189億円に上っている。

九州においては、2018年の外国人入国者数が511.6万人と7年連続で過去最高を記録しており、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催など、今後ますます増加することが期待される。

このような中、宿泊税に関しては、昨年7月に福岡県が検討会を立ち上げ、宿泊税を含む新たな観光振興財源の検討を開始した。また、昨年10月には、福岡市も検討会を立ち上げ、それぞれで議論が進められていた。

北九州市では、二重課税の問題も含め、福岡県と福岡市の協議がどのような形で決着してもスピーディーに対応できるよう情報収集と準備・検討を進めてきたところであり、令和元年5月24日の福岡県と福岡市の合意を受け、北九州市独自の宿泊税の導入について検討するため、令和元年6月28日に「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」を設置した。

この間、福岡市議会では、福岡市宿泊税条例が令和元年6月24日に可決されており、福岡県議会においても、福岡県宿泊税条例が同年7月12日に可決され、県内に宿泊する者は1人1泊200円の宿泊税を納めることとなった。

北九州市においても観光産業は、市の成長を支える極めて重要な産業であると考えており、これまで、様々な観光振興施策に取り組んできた。さらに多くの観光客を誘致するためには、受入環境を整備するなど、まだまだ課題も多く、福岡県・福岡市と同様に観光振興施策の財源の必要性は高い。

また、北九州市議会では、令和元年6月26日に北九州市での宿泊税導入に関する決議を行っており、その中で、課税自主権に基づく宿泊税導入について、市として早急に取り組むよう要請があった。

本調査検討会議では、このような背景を踏まえながら、宿泊税を導入した先行事例の調査、宿泊事業者・旅行会社や宿泊者へのアンケート調査に加え、市民に広く意見を募集し、宿泊税の使途と課税要件について、検討を行った。

2. 本調査検討会議の論点

2-1 論点の整理

本調査検討会議で議論する宿泊税は、地方税法に定める法定外目的税の一つである。

この法定外目的税を新設するに当たっては、地方税法第733条の規定により、総務大臣は、道府県又は市町村から法定外目的税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならないとされている。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

なお、具体的な処理基準については、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（平15年11月11日総税企第179号総務省自治税務局長通知）」で定められている。（下図参照）

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)
(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税務所長・市町村税務所長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国關稅的のものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策および租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でない」と認められることをいうものである。

また、同通知では、「法定外税の検討に際しての留意事項」も定められており、法定外目的税の導入を検討するに当たっては、「税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要」とされ、そのために留意すべき事項が定められている。（下図参照）

法定外税の検討に際しての留意事項

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)
(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京部総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得よう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見聴取を実施すること。

これらのことを踏まえ、本調査検討会議では、その論点を下表のように整理し、検討を行った。

主な論点	検討すべき内容
①税収入を必要とする財政需要があるか	観光振興の現状と課題、財政状況を踏まえた上での今後の観光振興に向けた施策の方向性
②税以外により適切な手段がないか	税以外の手法の整理と妥当性
③目的、対象等から見て適当な税、期間であるか 税収入を確保できる財源があるか 徴収方法が適当であるか (課税要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税義務者、課税標準 ・ 徴収方法、特別徴収義務者 ・ 税率、免税点 ・ 入湯税の制度改正の必要性 ・ 定期的な税のあり方の検証期間

2-2 委員からの意見

本調査検討会議の論点について、調査検討会議委員から以下のような意見が挙げられた。

- ・街のにぎわいの創出や宿泊者へのサービス向上に繋がれば、北九州市にとって大きなプラスとなる。
- ・福岡県が課税する方針であることは決まっており、このチャンスを活かすことで、北九州市のサービス業に一層力を入れる貴重な財源となる。
- ・北九州市の観光振興のために使うのだから、福岡市と同様の150円と言わず、170円でも180円でも北九州市の方に割り振って良い気がする。
- ・宿泊税を多くの他都市の事例のように定額とすれば、宿泊料金の高低により納税者の負担感が異なることが考えられる。
- ・宿泊税の徴収及び納付のため、宿泊事業者に新たに相当な事務負担が生ずることが懸念される。
- ・徴収した宿泊税を、納税義務者にどのような施策で還元させるか、十分検討する必要がある。

3. 福岡県及び福岡市が導入する宿泊税の概要

北九州市において宿泊税を導入するにあたり、九州内では先行して福岡県及び福岡市が導入を決定しており、その概要は下表のとおりである。特に福岡県が導入する宿泊税について、北九州市においても宿泊税を導入した場合、二重課税となることから宿泊者にとって過重な負担となる懸念があり、特に留意して検討を進めることとした。

課税団体	福岡県	福岡市
課税客体	福岡県内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊 ・旅館業法に規定する旅館業 ・ 国家戦略特別区域法に規定する認定事業 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業	福岡市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊 ・旅館業 ・住宅宿泊事業
納税義務者	上記施設への宿泊者	同左
課税標準	上記施設への宿泊数	同左
徴収方法	・特別徴収(宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。)	同左
特別徴収義務者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
税率	・ 1人1泊につき200円 ※必要な財源規模の確保や先行自治体と比較して過重な負担でないことから設定 ※宿泊に対して税を課す市町村の区域内にある宿泊施設は、1人1泊につき100円 ※福岡市域内の宿泊施設は、1人1泊につき50円	・1人1泊につき宿泊料金が、①2万円未満:150円、②2万円以上:450円 ※必要な財源規模の確保や、宿泊料金の多寡を反映できる仕組み。さらに、京都市及び金沢市の税率を踏まえて設定
免税点	なし	なし
課税免除	なし	・なし
課税期間	条例施行後3年・その後は5年を目途に見直しを行う規定有り	福岡県に同じ
入湯税	なし	宿泊1人1泊あたり150円⇒50円

※赤字下線部分は、福岡県と福岡市で異なる点を示す。

※特別徴収義務者の欄は、条例の規定をそのまま記載しているため内容が異なっているが、実際の特別徴収義務者はほぼ同様である。



<p>【福岡県が主体となって取り組むべき施策(主なもの)】</p> <p><観光資源の魅力向上> ○市町村や民間事業者と連携して取り組む観光地づくり ○広域サイクリングルートの路面標示等の新規整備 ○体験型観光プログラムの造成・販売支援</p> <p><受入環境の充実> ○空港の観光案内所の整備・運営支援 ○宿泊施設の洋式化、バリアフリー化等の施設改修費支援 ○多言語コールセンターによる災害時等における外国人旅行者への情報提供</p> <p><効果的な情報発信> ○県内での広域周遊・滞在を促すための宿泊助成 ○航空会社等と連携した欧米豪からのインバウンド誘客キャンペーン</p> <p><観光振興に係る体制の強化> ○ビッグデータを活用したマーケティング ○観光地域づくりに係る専門家による研修の開催、DM ○設立支援の充実</p>	<p>【市町村が主体となって取り組むべき施策(主なもの)】</p> <p><観光資源の魅力向上> ○自然、歴史、文化等の観光資源開発に向けた取組への支援 ○観光の核となる施設整備に対する支援</p> <p><受入環境の充実> ○観光地の公衆トイレ、観光案内板、観光案内所整備等への支援 ○住民生活との調和を図るための施策</p> <p><効果的な情報発信> ○国内外からの誘客に向けたプロモーションへの支援</p> <p><観光振興に係る体制の強化> ○観光協会の体制強化に向けた取組への支援</p>
---	---

このような状況を踏まえ、仮に北九州市において福岡市同様の制度を導入した場合、以下のようなメリット、デメリットが考えられる。

<メリット>

- ◆福岡県からの交付金より多くの収入が見込める。
- ◆県よりも市の方が身近であるため、特別徴収義務者等の市民の意見を観光施策に反映しやすい。
- ◆税収の使途や効果について、市議会のチェック機能が働く。
- ◆高額な宿泊料金を支払う宿泊者に対して、相応の負担を求めることができるようになる。 など

<デメリット>

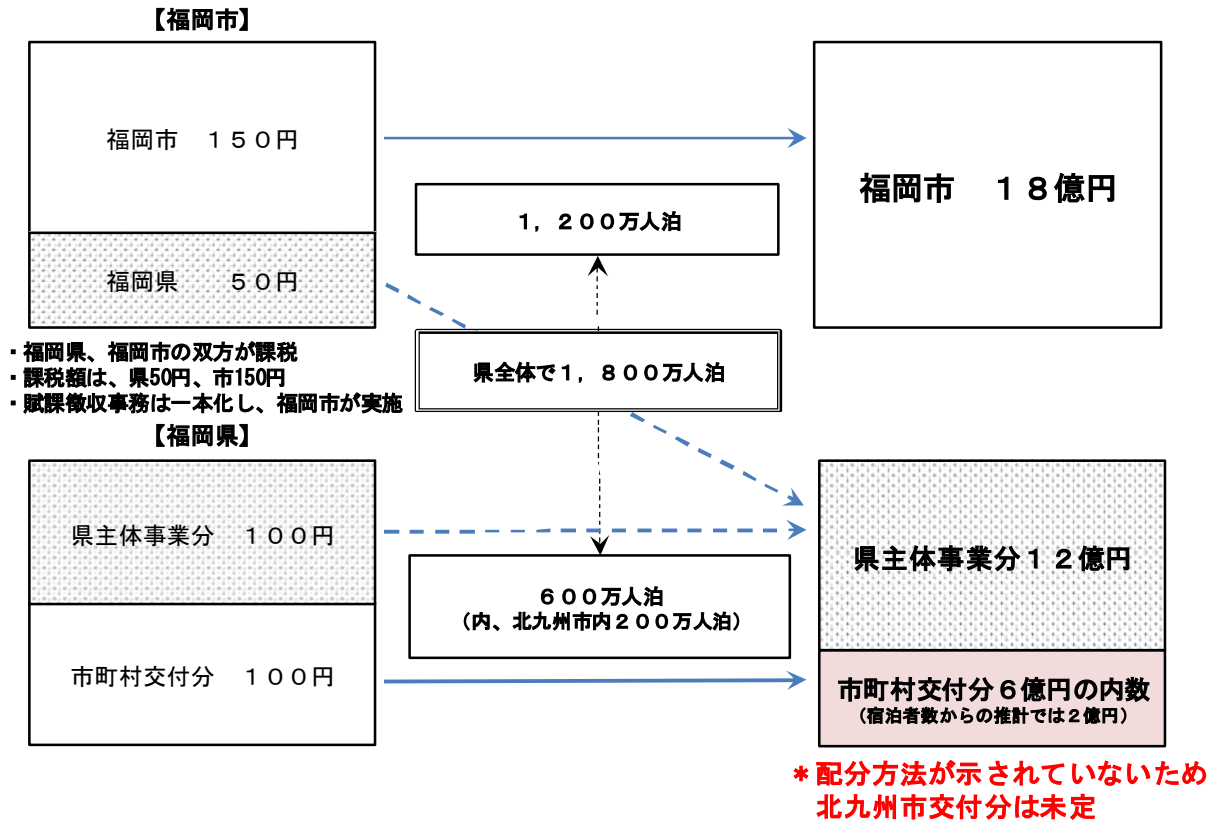
- ◆独自課税に伴う徴税費用が発生する。
- ◆宿泊料金により税額が異なる仕組にした場合、特別徴収義務者の事務負担が増加する。
- ◆市税と県税が混在することについて、事業者から宿泊者（納税者）に対し、丁寧に説明する必要性が生まれる。 など

4. 宿泊税導入に伴う歳入見込みについて（試算）

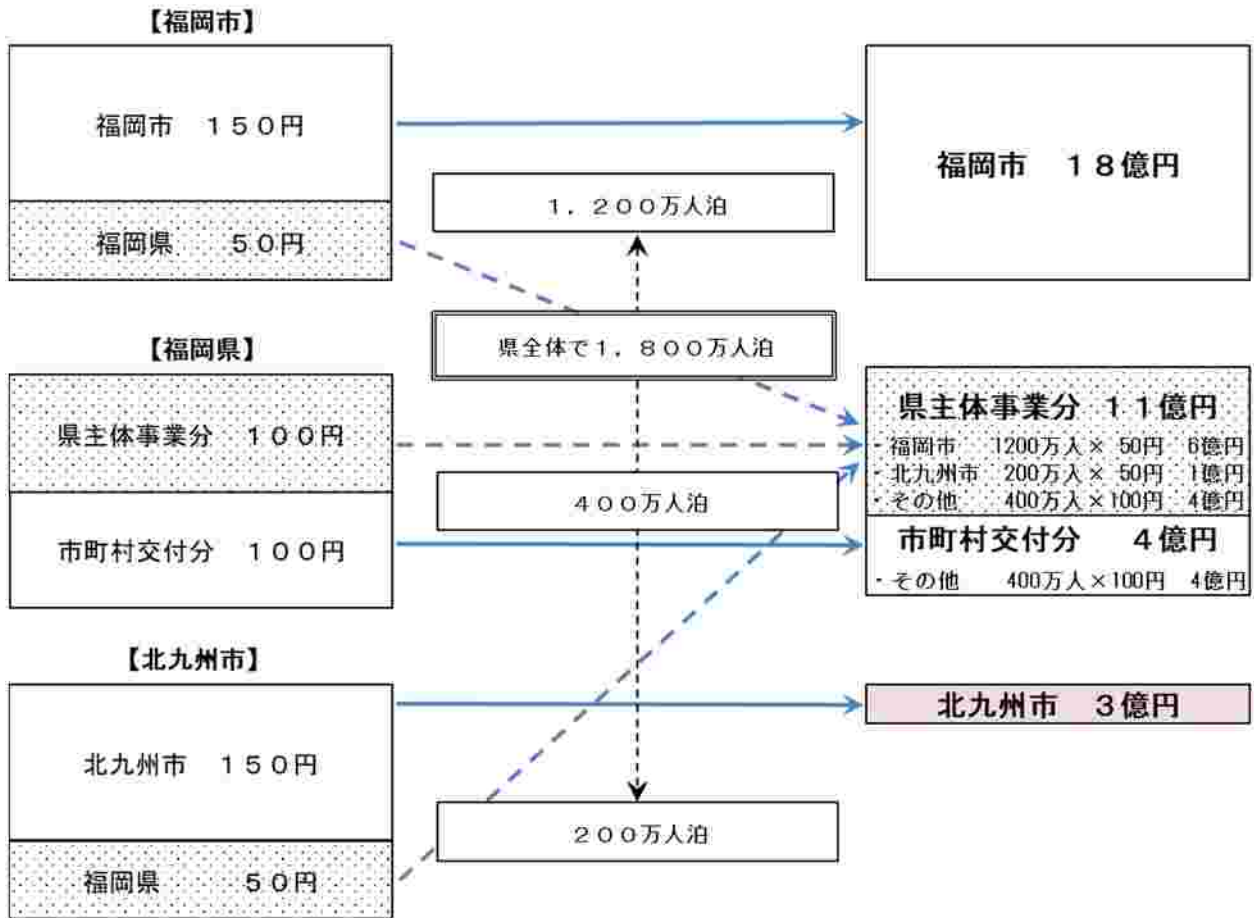
北九州市において宿泊税を導入した場合と導入しなかった場合において、それぞれ歳入見込みを以下のとおり試算した。

なお、宿泊税を導入した場合の試算について、税額は福岡市と同額と仮定した上でやっている。

<北九州市が宿泊税を導入しなかった場合>



<北九州市が宿泊税を導入した場合>



5. 北九州市の財政状況

5-1 歳入の状況

北九州市の歳入の状況については、以下のとおりである。

- ◆市税は、政令市との比較で、市民一人当たり収入額が少なく、歳入に占める割合も低い。
- ◆歳入に占める市税の割合は30.1%となっており、政令市平均40.2%を下回り、政令市の中で、低い方から2番目となっている。
- ◆このようなことから、財政運営の自主性と安定性につながる自主財源の確保が重要な課題である。

【市民一人当たりの市税収入と歳入に占める市税の割合(普通会計※3決算/平成28年度)】

～歳入に占める市税の割合は政令市中低い方から2番目～

市民一人当たりの市税収入は16万2千円で政令市中少ない方から7番目です。

歳入に占める市税割合は30.1%で政令市中低い方から2番目となっています。



資料：北九州市財政局「わかりやすい北九州市の財政」

5-2 歳出の状況

北九州市の歳入の状況については、以下のとおりである。

- ◆人件費、扶助費、公債費の合計である「義務的経費」が年々増加しており、歳出に占める割合も高くなっている。
- ◆特に、扶助費に国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金、負担金を加えた「福祉・医療関係経費」が増加している。
- ◆このようなことから、今後益々多様化する行政需要に、いかに対応していくかが課題である。

【一般会計歳出（性質別）の推移】～増加傾向の義務的経費～

扶助費等の増加によって、義務的経費は増加傾向にあります。



※平成29年度までは決算額、平成30年度は当初予算額

※平成29年度決算での義務的経費の割合は56.7%となっており、前年度と比べて大きく上昇しています。

これは、県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う給与費等の増加により、人件費が増加したためです。

資料：北九州市財政局「わかりやすい北九州市の財政」

【福祉・医療関係経費の推移】～増加し続ける福祉・医療関係経費～

扶助費に国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金、負担金を加えた「福祉・医療関係経費」は増加し続けています。



※平成29年度までは決算額、平成30年度は当初予算額

資料：北九州市財政局「わかりやすい北九州市の財政」

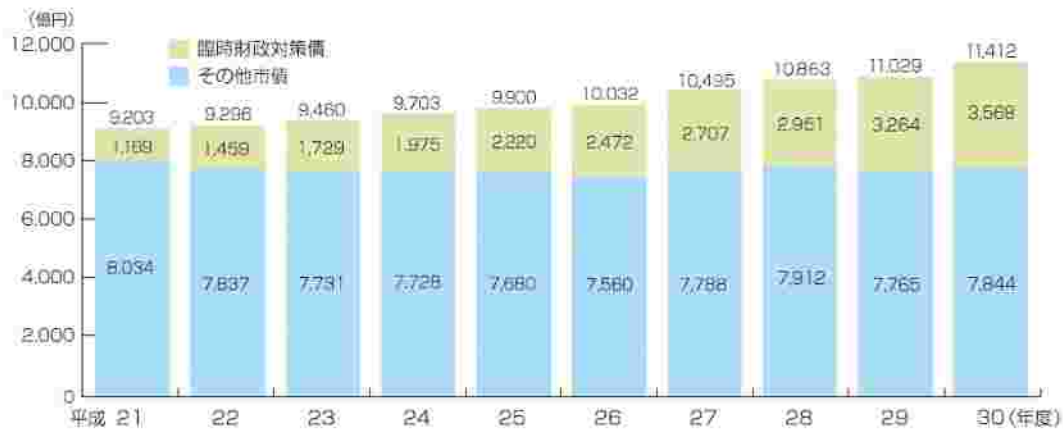
5-3 市債の状況

北九州市の歳入の状況については、以下のとおりである。

- ◆ 地方交付税の振替である臨時財政対策債（*）の増加により、市債残高は増加傾向にある。
- ◆ 借入と返済のバランスを考えながら、将来世代への負担が過大なものとならないよう努める必要がある。
- * 臨時財政対策債・・・国の地方交付税の財源不足対策として、本来地方税で交付されるものの一部を地方債として各地方公共団体が借り入れ、その償還については、後年後に全額が地方交付税で措置される。

【市債残高の推移（一般会計）】～市債残高（臨時財政対策債を除く）は、7,000億円台で推移～

地方交付税の振替である臨時財政対策債の増加等により市債残高は増加しています。



※平成29年度までは決算額、平成30年度は当初予算での年度末残高見込み

資料：北九州市財政局「わかりやすい北九州市の財政」

5-4 中期財政見通しと財政状況のまとめ

北九州市における中期財政見通しについては、以下のとおりである。

- ◆今後5年間の見通しについて、歳入はおおむね横ばいと推計している。
- ◆歳出は、人件費等の縮減に努めていく一方、少子高齢化の進展による社会保障関係経費や公共施設維持補修費の増加などにより、全体として増加するものと推計している。
- ◆このようなことから、毎年の収支差が拡大する傾向にあり、収支改善を見込んだうえでも、年度末基金残高は、令和元年度見込額270億円から、令和5年度見込額128億円に減少すると推計している。

(単位：億円)					
項 目	令和元年度 当初予算	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
歳 入 合 計 ①	5,618	5,619	5,629	5,651	5,669
一 般 財 源 等	2,962	2,978	2,979	2,989	2,997
市 税	1,754	1,756	1,748	1,758	1,769
地 方 交 付 税 等 (臨時財政対策債を含む)	910	873	862	861	857
そ の 他 (県税交付金等)	298	349	369	370	371
国 庫 支 出 金	1,416	1,436	1,447	1,460	1,471
市 債 (臨時財政対策債を除く)	357	364	364	364	364
そ の 他	883	841	839	838	837
歳 出 合 計 ②	5,744	5,774	5,798	5,862	5,876
人 件 費	1,116	1,111	1,107	1,121	1,108
扶 助 費	1,446	1,476	1,494	1,512	1,530
公 債 費	676	685	693	719	722
うち臨時財政対策債を除く	505	514	511	530	514
投 資 的 経 費	631	650	650	650	650
維 持 補 修 費	85	87	88	89	90
繰 出 金	450	454	459	464	469
そ の 他	1,340	1,311	1,307	1,307	1,307
収 支 差 ③ (① - ②)	△ 126	△ 155	△ 169	△ 211	△ 207
決 算 に お け る 歳 入 増 ・ 歳 出 不 用 等 ④	106	100	100	100	100
収 支 改 善 見 込 額 ⑤	-	20	40	60	80
年 度 末 基 金 残 高 ⑥ (前年度末残高+③+④+⑤)	270	235	206	155	128

【参考】

福 祉 医 療 関 係 経 費 (扶和費+福祉医療関係特別交付金の繰出金)	1,883	1,917	1,940	1,963	1,986
--	-------	-------	-------	-------	-------

これらを踏まえ、北九州市の財政状況をまとめると以下のとおりである。

- ◆自主財源である市税が相対的に少なく、大幅な伸びが見込み難い一方、社会保障関係経費等の増加が見込まれる。
- ◆今後も慎重な財政運営が必要な状況は継続し、益々多様化する行政需要に、いかに対応していくかが重要な課題である。
- ◆こうした状況を踏まえると、観光に関する新たな財政需要に適切に対応していくためには、新たな安定的財源が必要となる。

6. 財政需要（宿泊税の用途）の検討

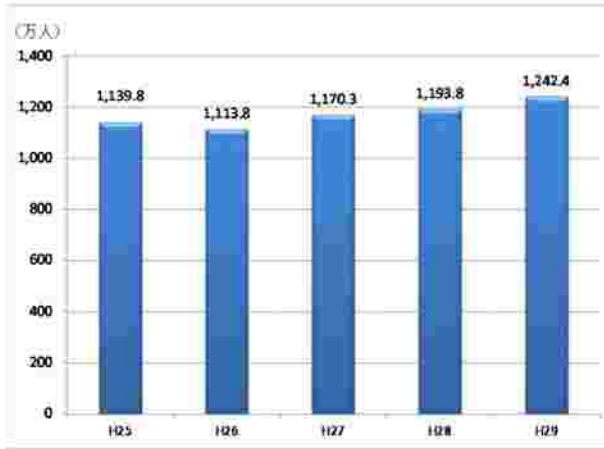
6-1 北九州市の観光振興の現状と課題

(1) 観光客数

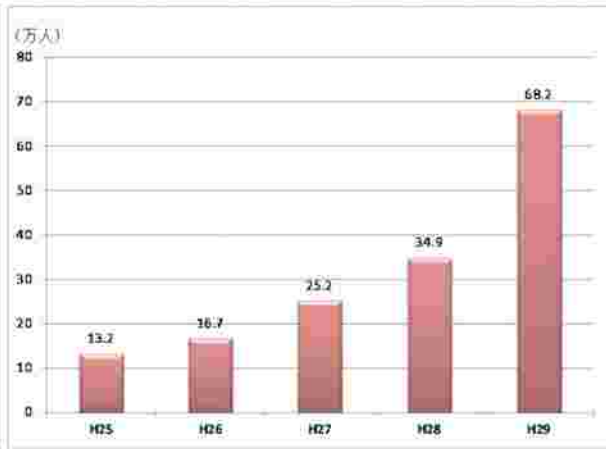
北九州市を訪れる観光客数は増加傾向にあり、平成29年には1,200万人を突破した。特に外国人観光客の伸びが著しく、平成29年は平成25年の約5.2倍となっている。

今後さらにインバウンド需要を伸ばすためには、東アジアなど就航路線（都市）数を増やしていく必要があり、東京オリンピック・パラリンピックや大阪万博など世界的なイベントも控えていることから、外国人観光客の受け皿となる観光施策の充実・強化は喫緊の課題である。

観光客数(実数)の推移

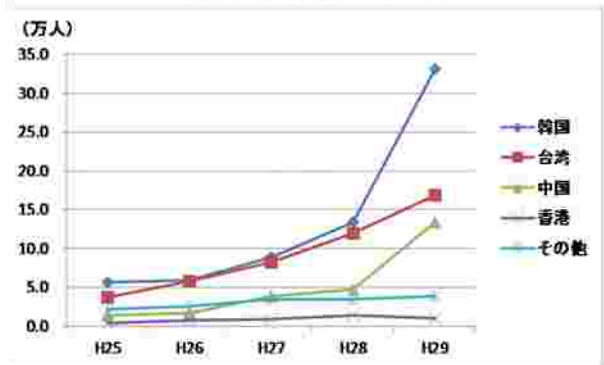


外国人観光客数の推移

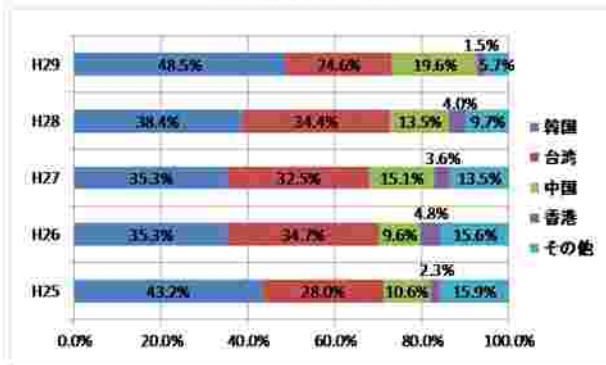


資料：北九州市観光動態調査結果

国籍別外国人観光客数の推移



国籍別割合の推移

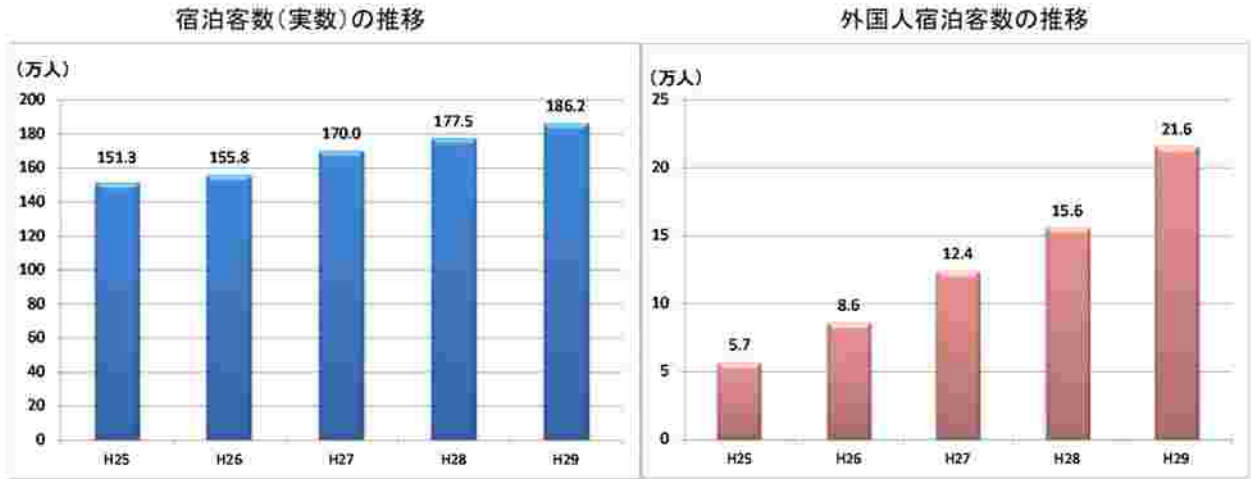


資料：北九州市観光課「平成29年次外国人観光客数について」

(2) 宿泊者数

宿泊客数も増加傾向にあり、平成29年は平成25年の約1.2倍となっており、観光客数の伸び率(約1.1倍)を上回っていることから、滞在型観光地へ変化を遂げつつあると考えられ、また、外国人の宿泊客数も同様に増加傾向にある。

しかしながら、観光客に対する宿泊客数は未だ約15%(外国人観光客については約32%)に留まっており、宿泊者増へ向けた対策が必要である。



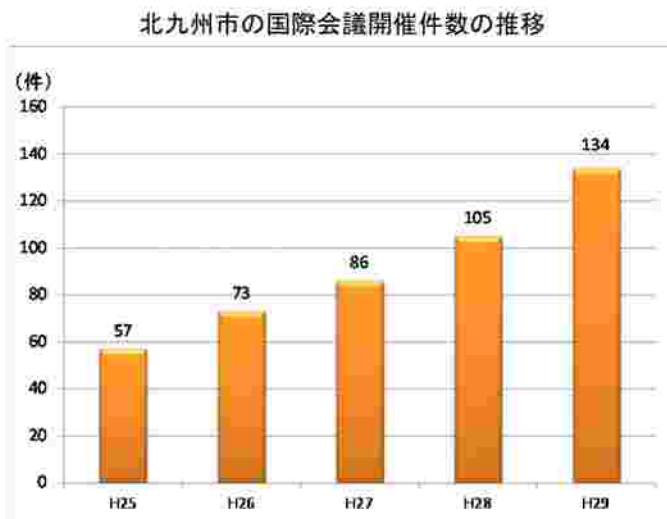
資料:北九州市観光動態調査結果

(3) MICE

MICE開催件数も増加傾向にあり、平成29年は平成25年の約2.4倍となっている。

都市別開催件数においても、平成29年は全国8位となるなど、九州において福岡市に次ぐ順位であり、MICE都市としての認知度が飛躍的に向上していると考えられる。

MICE参加者は、一般観光客に比べ一人あたりの消費額が多いため、地域経済に与える影響が大きく、さらなるMICE誘致策が必要である。



順位	2013年 (平成25年)		2014年 (平成26年)		2015年 (平成27年)		2016年 (平成28年)		2017年 (平成29年)	
	都市名	件数	都市名	件数	都市名	件数	都市名	件数	都市名	件数
1位	東京(23区)	531	東京(23区)	543	東京(23区)	557	東京(23区)	574	東京(23区)	608
2位	福岡市	293	福岡市	336	福岡市	383	福岡市	363	神戸市	405
3位	横浜市	226	横浜市	202	仙台市	221	札幌市	278	京都市	306
4位	京都市	176	横浜市	200	京都市	218	神戸市	260	福岡市	296
5位	大阪市	172	名古屋市	163	横浜市	190	名古屋市	203	名古屋市	183
6位	名古屋市	145	大阪市	132	名古屋市	176	横浜市	189	横浜市	176
7位	千原地区	113	千原地区	104	大阪市	129	大阪市	180	大阪市	139
8位	福岡市	93	札幌市	101	神戸市	113	仙台市	115	北九州市	134
9位	札幌市	89	神戸市	82	札幌市	107	札幌市	115	仙台市	120
10位	仙台市	77	仙台市	80	千原地区	94	北九州市	105	札幌市	116
11位	北九州市	57	北九州市	73	北九州市	86	千原地区	85	千原地区	98
12位	つくば地区	51	つくば地区	66	広島市	59	広島市	76	広島市	87
13位	広島市	50	広島市	50	つくば地区	53	つくば地区	50	千原地区	57
14位	京都市	31	京都市	45	京都市	36	千原地区	43	つくば地区	47
15位	千原地区	28	横浜市	33	横浜市	33	京都市	30	京都市	35
									横浜市	35

※1: 千原地区とは、大塚地区(京都市)、高松市、安芸市、高松市、新藤宮(京都市)を指す。
 ※2: つくば地区とは、沼田地区(つくば市)、土浦市(つくば市)を指す。

資料:独立行政法人 国際観光振興機構「2017年 JNTO国際会議統計について」

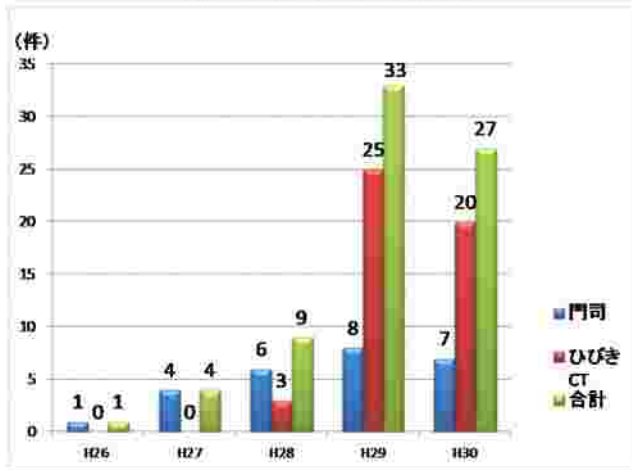
(4) クルーズ船寄港

クルーズ船寄港数は、平成30年に一旦減少したものの、平成31年（令和元年）は9月までで22回寄港予定があり、また、来年以降も既に寄港を予定しているクルーズ船があるなど、需要は衰えていないと考えられる。

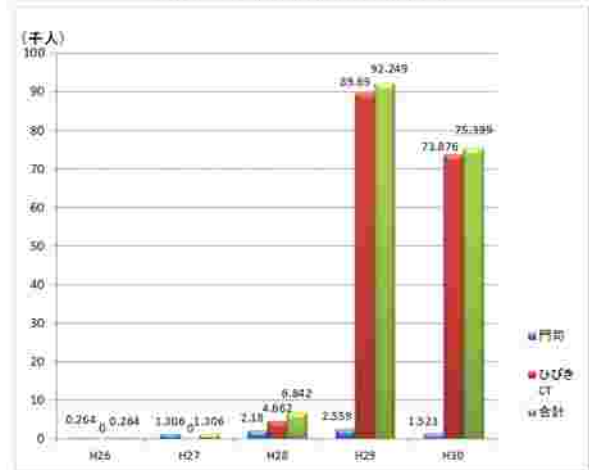
平成29年度の北九州市の調査によると、クルーズ船乗船客一人あたりの消費額は32,126円と報告されており、クルーズ船の寄港は消費効果をもたらしている。

一方、近接する下関市や九州の各県、山陰・山陽地方でもクルーズ船誘致に力を入れ始めており、競争力を維持するため、受入環境整備と誘致対策強化が必要である。

クルーズ船寄港件数の推移



クルーズ船乗船客数の推移



資料：北九州市港湾空港局「クルーズ船寄港数」

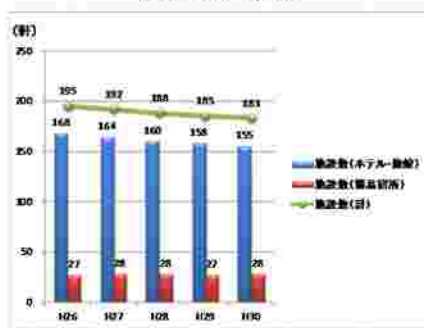
(5) 宿泊施設

施設数は微減傾向にあるが、客室数、定員は横ばいとなっている。

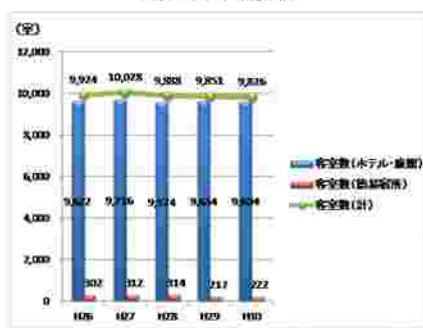
定員と年間宿泊客数から算出した「定員稼働率」は、約59.9%となっており、平均（全国40.5%、福岡県55.2%）より高くなっている。（参考：観光庁「宿泊旅行統計調査」）

宿泊客数は、今後も増加傾向にあると考えられるため、受入体制を強化し、より多くの宿泊需要を取り込む必要がある。

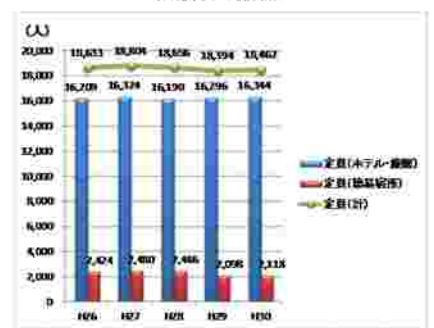
施設数の推移



客室数の推移



定員の推移



資料：北九州市 ホテル・旅館などの情報（施設数、客室及び定員）

(6) 北九州空港

国内線は、就航路線（都市）数が増加しており、それに伴って利用者数も増加している。
 国際線は、韓国を中心として就航路線（都市）数、利用者数とも飛躍的に上昇している。
 一方、九州のハブ空港とされる福岡空港は、IATA（国際航空運送協会）が指定する「混雑空港（レベル3）」に指定されており、また、運用時間も限られている。このため、福岡市をはじめとする九州各地へのアクセスが良く、24時間運用可能な北九州空港は、今後、さらなる新規就航、増便が見込まれる。



(7) 九州のゲートウェイとしての北九州市

北九州市は、本州及び海外からの交通機関が多様に存在し、また、九州各地への交通機関も複数あるため、北九州市を九州での出発点とし、特に北部九州を周遊している様子が見受けられる。

福岡市への移動手段は、JR（在来線、新幹線）に加え、1日100往復を超える高速バスも運行されており、利便性が高い。

また、観光庁が認定する「温泉アイランド九州・広域観光周遊ルート」にも含まれており、北九州市は、九州のゲートウェイとして高い機能を有していると考えられる。



- 小倉駅から九州各地へのアクセス
- 【JR在来線】博多方面、別府・大分方面、田川方面
 - 【JR新幹線】大阪・京都方面、博多・熊本・鹿児島方面
 - 【高速バス】天神・博多方面(124往復/日)
 - 大分方面(4往復/日)
 - 熊本方面(3往復/日)
 - 鳥栖方面(2往復/日)
 - 長崎方面(5往復/日)

北九州市をゲートウェイとした観光客の九州北部における周遊イメージ



広域観光周遊ルート「温泉アイランド九州」



資料: 観光庁「広域周遊観光ルート形成計画概要」

北九州市を訪れた外国人旅行者の主な行動パターン



資料: 平成30年5月22日北九州市観光課「観光やMICEによる来訪者の消費喚起について」

(8) これまでの主な観光機能整備等の概要 (ハード面)

施設整備関連(MICE)
MICE施設建設費(約216億円) 西日本総合展示場本館(昭和52年)、北九州国際会議場(平成2年)、西日本総合展示場新館(平成10年)
施設整備関連(観光)
門司港レトロ施設等整備費(約425億円) 「旧門司三井倶楽部」等の歴史的建造物保存活用、関門海峡ミュージアムの整備 など
施設整備関連(観光)
小倉城周辺魅力向上事業費(約16億円) 小倉城天守閣展示リニューアル、小倉城のライトアップ、飲食物販施設整備 など
施設整備関連(世界遺産)
世界遺産眺望スペース等整備費(約1億円) 眺望スペースの整備・充実、トイレ・駐車場の確保、世界遺産の保全 など
施設整備関連(空港)
北九州空港整備費(約129億円) 北九州空港の整備に係る地元負担金(北九州市負担分)
施設整備関連(港湾)
新門司フェリーターミナル整備費(約2億円) 新門司フェリーターミナルの埠頭用地や関連施設の整備 など(令和元年度分)

(9) これまでの主な観光機能整備等の概要 (ソフト面)

MICE関連
MICE開催助成金(約0.7億円/年) 大規模MICEの開催を助成
MICE関連
MICE施設管理費(約3億円/年) 西日本総合展示場(新館)、北九州国際会議場の指定管理料
案内所・施設関連
観光案内所運営に係る費用等(約0.4億円/年) 小倉駅、門司港駅、北九州空港
案内所・施設関連
観光施設管理運営に係る費用等(約5.5億円/年) 小倉城、小倉城庭園、平尾台、皿倉山、門司港レトロ など
クルーズ関連
クルーズ船受入・誘致に係る費用等(約1億円/年) ひびきCT本部等設置業務、安全対策業務、シャトルバス運行業務、タグボート補助金 など
空港関連
北九州空港の新規路線就航促進に係る費用等(約7億円/年) 運行助成、PR活動、航空会社セールス、空港アクセス利便性の維持・向上、空港整備事業地元負担金 など

(10) 北九州市観光振興プランの概要

現在の北九州市の観光振興に関する基本方針を定めたものが、平成26年5月に策定された「北九州市観光振興プラン～「北九州市に観光に行こう！」と言われる観光都市を目指して～」で、計画期間は平成26年から令和元年の6年間である。ありたい姿を実現するための基本戦略として、6つのテーマを掲げている。

ありたい姿～本計画終了時に北九州市が目指すべき姿～

近い将来「北九州市に観光に行こう！」と言われる観光都市になる

コンセプト～観光振興に取り組む根本的な考え方～

キーワード：産業観光、近代化産業遺産、環境観光、サブカルチャーなど
歴史と文化のある5つの伝統を活かした観光テーマづくり
 ～5つの歴史と文化をもつ北九州市が観光地であるということを内外共に打ち出す～

- ①北九州市＝観光都市としてのブランディング＜都市イメージ＞
 - ・市内に向けた郷土愛醸成、おもてなし意識の醸成
 - ・市外に向けたイメージプロモーションの実施
- ②北九州市ならではの地域資源の観光資源化＜資源の発掘・磨き上げ＞
 - ・近代化産業遺産やサブカルチャー観光などの新規観光テーマの育成
 - ・産業観光・環境観光など本市ならではの特徴的な観光テーマの磨き上げ
 - ・重点磨き上げエリアの設定：門司港レトロ・関門海峡など
- ③セールスプロモーション戦略＜情報発信＞
 - ・SNSなど新規双方向メディアや既存マスメディアの戦略的活用
 - ・PR効果を高める北九州市観光大使やキャラクターの活用
 - ・北九州市ならではのオンリーワン情報などの有効活用
 - ・東九州自動車道沿線や来訪者意向を踏まえたターゲットエリアの明確化
- ④おもてなしの充実＜受け入れ体制の整備＞
 - ・観光関連団体などとの連携による観光推進体制の強化
 - ・おもてなし人材の育成、組織的サポート
 - ・案内機能など着地サービスの充実
- ⑤MICE戦略＜都市型集客＞
 - ・MICE誘致体制の強化
 - ・環境・グルメなどテーマ別MICEの誘致促進
- ⑥インバウンド戦略＜東アジアからの誘客＞
 - ・案内機能強化や環境整備による受入れ体制の充実
 - ・ターゲットエリアを意識したプロモーションの展開

(11) 北九州市観光振興プランの目標達成状況

計画年度前であるが、観光地度以外のすべての項目で目標値を上回っている。

計画期間途中で大幅に目標を達成していることは、北九州市の観光のポテンシャルが高いことを示し、より一層観光振興に取り組むことで、その実力をさらに引き出せると考えられる。

策定時(平成26年(2014年))	
目標値：観光客数	2,460万人(基準年：2011年次：2,242万人)
宿泊客数	130万人(基準年：2011年次：119万人)
観光消費額	976億円(基準年：2011年次：888億円)
観光地度	45%(2013年調査結果：35.4%)

資料：平成26年5月「北九州市観光振興プラン」

平成29年(2017年)時点	
実績値：観光客数	2,532万人(目標に対する達成率102.9%)
宿泊客数	186万人(目標に対する達成率143.1%)
観光消費額	1,434億円(目標に対する達成率146.9%)
観光地度	39.4%(*)(目標に対する達成率87.5%)

(*)観光地度のみ平成30年(2018年)北九州市観光指標調査

資料：北九州市観光動態調査結果

<委員からの主な意見>

- ・長期で滞留する観光客が少ない現状があるのではないかな。
- ・今後、観光客や宿泊客を増やしていくために何をすべきか、目標を立てて取り組む必要がある。

6-2 宿泊税を財源とする取組の考え方

宿泊税を財源とする取組について、以下のような3つの考え方に整理した。

考え方①

北九州市観光振興プランに基づく施策に充当する。

視点 宿泊税による税収の利用目的は「観光振興」であるため、原則として、北九州市の観光振興の基本方針を定めた「北九州市観光振興プラン」に基づいた施策に充当されるべきである。

【留意すること】

宿泊需要の創出、インバウンド対応、観光PR、観光案内所の機能強化など、優先順位を付けて取り組む。

考え方②

今後の観光動向や、九州全体における北九州市の役割を踏まえた施策に活用する。

視点 宿泊税は、北九州市の将来にわたる観光の発展を維持・促進させるものであるため、今後の観光動向等を注視し、適切な投資を行うことが必要である。また、北九州市は、九州における玄関口ともなる都市であるため、九州全体への波及効果も意識しつつ、取組を進めるべきである。

【留意すること】

現場の意見、国の調査結果等データに基づいて取り組む。

考え方③

既存施策への単純な充当は行わない。

視点 宿泊税は、これからの観光振興のために導入するのであるから、これまでの取組に単純に充当するのは適切でない。したがって、新規事業や既存施策の拡充などに充当されるべきである。

【留意すること】

宿泊者増につながる新規事業(グレードアップ)に重点を置く。

<委員からの主な意見>

- ・ 宿泊税の用途についての検討においては、観光庁のアンケート結果などのデータに基づいて行うことが重要である。
- ・ 北九州市のPRを、必要な場所・タイミングで行っていく必要がある。
- ・ 宿泊税であるため、宿泊需要に繋がるような取組が必要である。
- ・ ハード整備は観光客増に繋がっているのかわかりづらいため、宿泊税を財源とする場合は、慎重に検討すべきである。
- ・ 既存施策のグレードアップに活用する場合は、現状からプラスアルファの観点があるかどうかで判断すべきである。
- ・ 宿泊税を財源とする事業は、観光施策に資するかどうか、また、新規・拡充事業であるかどうかの観点を考慮して決定すべきであり、事業実施後には、観光客の増加にどの程度寄与したのかしっかりとモニタリングすべきである。

6-3 今後必要と考えられる取組

(1) 観光振興プランの基本戦略別の具体的な取組内容と事業規模

基本戦略	取組内容	事業規模
【戦略①】 北九州市＝観光都市としてのブランディング ＜都市イメージ＞	1 戦略的な誘客促進プロモーションの推進 ロケ誘致、youtube等を活用したPRの実施 など	0.5億円
	2 都市イメージの醸成 テレビ番組などメディアを活用したイメージ醸成、SNS映えするロゴオブジェ等の設置 など	0.5億円
【戦略②】 北九州市ならではの地域資源の観光資源化 ＜資源の発掘・磨き上げ＞	3 門司港レトロリニューアル事業 旧門司三井倶楽部や旧大阪商船の耐震事業 など	5億円
	4 門司港レトロの魅力向上、観光推進等 ライトアップや夜間景観周遊バスの運行、情報発信や集客イベントの実施 など	3億円
	5 ニューツーリズムの推進 サイクルツーリズムやスポーツツーリズム等の推進 など	0.5億円
	6 世界遺産眺望スペースのPR等 イベントPR、構内見学バスツアーの再開 など	1億円
【戦略③】 セールスプロモーション戦略 ＜情報発信＞	7 市内外への観光客の回遊性向上のための取組 関門連携、東・中九州観光ルート協議会(別府市・熊本市)、九州縦断観光ルート協議会(福岡市・熊本市・鹿児島市)などを通じたプロモーション事業 など	1億円
	8 夜型観光(ナイトタイムエコノミー)の充実 夜景観光の強化や夜間イベントの実施、宿泊者向けグルメ情報などの情報発信・プロモーション など	0.5億円
	9 修学旅行誘致の強化 市内へのコース変更等セールスの強化 など	0.3億円
	10 産業観光等のセールスの強化 産業観光の受入体制の強化やプロモーションの強化 など	0.5億円

※ 委員意見を反映したものやアンケート上位項目を赤字で記載

基本戦略	取組内容	事業規模
【戦略④】 おもてなしの充実 ＜受け入れ体制の整備＞	11 「まちあるき」の満足度向上整備 観光地のトイレ、Wi-Fi環境の整備 など	1.5億円
	12 空港から市内アクセスの強化 小倉駅ー北九州空港間エアポートバスの増便 など	1.5億円
	13 空港内の案内表示の刷新 デジタルサイネージ、バス乗換情報システム等の設置 など	0.2億円
	14 新門司フェリーターミナル整備費 新門司フェリーターミナルの埠頭用地や関連施設の整備 など	2億円
	15 観光案内所の機能強化 観光案内所リニューアル、デジタルサイネージの設置、案内機能強化、多言語対応 など	3億円
	16 観光案内板の強化 観光総合案内板の改修、多言語化 など	1億円
【戦略⑤】 MICE戦略 ＜都市型集客＞	17 MICE施設の大規模改修 北九州国際会議場、西日本総合展示場の大規模改修	4億円
	18 MICE開催助成の拡大 助成の拡大、推進体制の強化 など	1.5億円
【戦略⑥】 インバウンド戦略 ＜東アジアからの誘客＞	19 宿泊施設へのインバウンド対応支援等 キャッシュレス推進、トイレ洋式化・バリアフリー化(公衆トイレ含む)、Wi-Fi環境整備、宿泊助成 など	1.5億円
	20 インバウンド誘致に向けた情報発信の強化 HPの更新、動画の作成、SNSでの発信、ウェブメディアの活用、FAMツアーの実施 など	1億円

※ 委員意見を反映したものやアンケート上位項目を赤字で記載

合 計	ハード面	15.2億円
	ソフト面	14.8億円

※ 本資料は、今後必要な財政需要を試算したものであり、
宿泊税を財源とした具体的な事業内容は、各年度の予算編成時に検討していく。

(2) 取組時期のイメージ

今後必要と考えられる取組の実施時期については、

- ①短期集中的に取り組むべきもの
- ②中・長期的に強化していくべきもの
- ③必要に応じて取り組むもの

に分類し優先順位をつけて財源を配分していく必要がある。

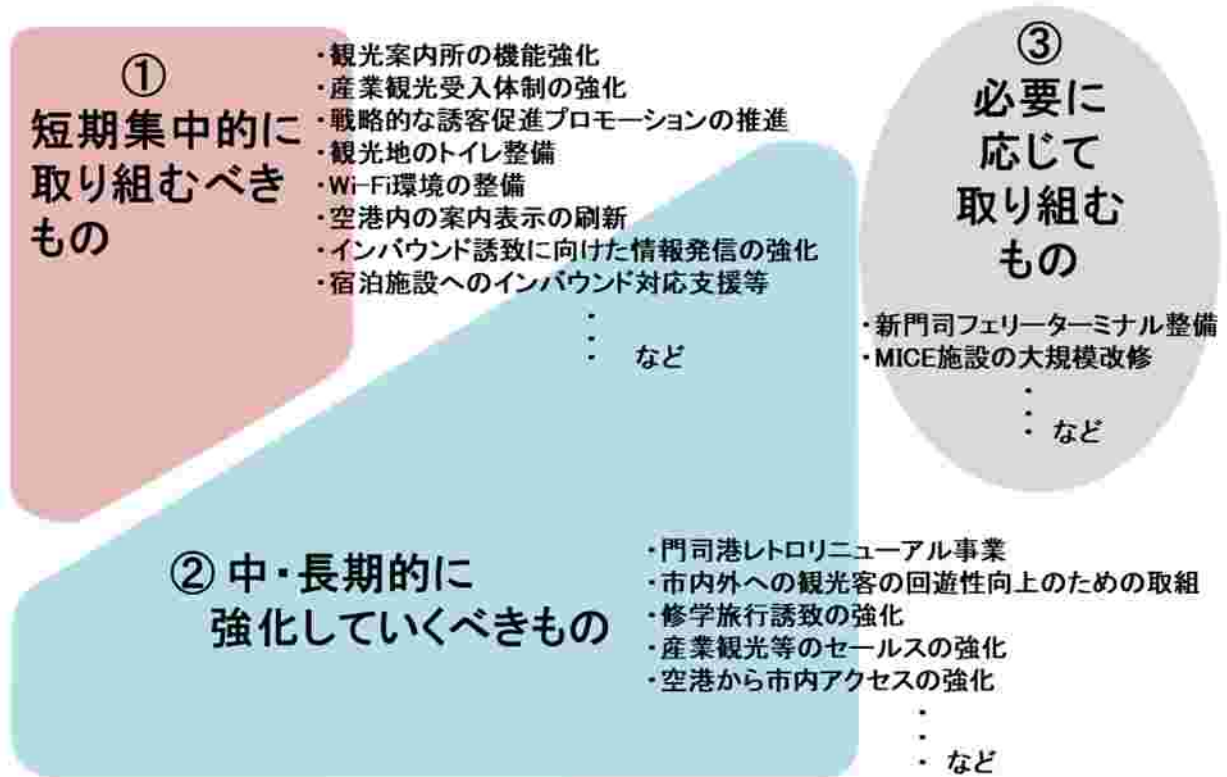


図 取組時期のイメージ

＜委員からの主な意見＞

- ・特別徴収義務者の徴税事務負担に対し、事務手数料などを検討することが必要である。
- ・北九州空港へのアクセスについて、小倉都心部とのノンストップ便を増やすなど、また、小倉駅バスターミナルまでの動線がわかりにくいとの指摘を受けることも多いため、これらを改善し、ストレスなく観光していただく環境整備が必要である。
- ・納税者（宿泊者）や特別徴収義務者（宿泊事業者）への還元といった短期的な視点も必要ではあるが、将来にわたる北九州市のにぎわい創出など、長期的な視点で取り組んでいくことが必要である。
- ・北九州市の強みを活かした産業観光の振興を図ることが必要であり、短期的に取り組むべきものと中長期的に取り組むべきものがあるため、よく検討することが必要である。
- ・これまで北九州市はハード面の充実に力を入れてきたと思うが、今後は、観光案内所の整備や観光人材育成など、不足しているソフト面の取組の充実に早急に図っていく必要がある。
- ・歴史的な観光資源については、「静」の取組だけでなく、まつりや伝統文化など「動」の取組の支援を強化すべきである。
- ・伝統文化やスポーツ振興など、広い視点で観光PRを行っても良いのではないかと。
- ・これまでは来訪者に対する取組が多かったが、これからは市外にPRしていく取組も必要であり、北九州市を知ってもらい、訪れてもらうきっかけになる取組が必要と考える。
- ・ビジネス客も、観光客として取り込んでいくような施策・PRの方法を検討すべきであり、夜の飲食コンテンツの充実なども重要である。
- ・宿泊税を財源とする取組の考え方を踏まえ、新規のものであるか、既存事業の拡充であるかなど、慎重に検討した上で取り組むことが必要である。
- ・これだけの事業を行うためには、税率は最低でも福岡市同等の150円は必要。多くの財源が必要だと県と協議して欲しい。

7. 税以外による手法の検討

税以外による財源確保の手法について、分担金、負担金、使用料、手数料及び寄附金が考えられ、それぞれについて、規模、安定性・継続性、受益と負担という観点から比較検討を行った。

【基本的な考え方】

- ◆ 分担金、負担金、使用料、手数料については、受益と負担に関する明確な対応関係が必要であるが、観光振興においては様々な形態があることから、受益と負担の関連付けが容易ではないと考えられる。
- ◆ 寄付金については、安定的・継続的な財源にはなり難いと考えられる。

<委員からの主な意見>

- ・ 観光は、受益と負担の関係性が明確ではない。
- ・ 長期的な観光振興のためには、安定的な財源であることが重要である。
- ・ 他都市の事例からも、税による方法以外は考えられない。

以上のことから、本調査検討会議においては、財源確保の手法として、税以外による手法は適当でないと考えられる。

【参考資料】 地方公共団体における財源確保の手法

種類	内容
地方税	<p>地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達のため、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。(例: 宿泊税 など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目的税: 特定の費用のために課される税 ● 法定外税: 地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる税 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 規模 : 対象者の設定により規模の確保が可能 ◆ 安定性・継続性 : 安定的・継続的な確保が可能 ◆ 受益と負担 : 受益者を広く設定し、負担を求めることが可能
分担金	<p>地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの。(例: 土地改良事業分担金 など)</p> <p>* 分担金と負担金の違いは、主に根拠法令の違い</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 規模 : 受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的 ◆ 安定性・継続性 : 特定の事件に係るため安定的であるが、継続的な確保は難しい ◆ 受益と負担 : 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求めめる必要がある
負担金	<p>1. 法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。 2. 財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。(例: 下水道事業受益者負担金 など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 規模 : 受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的 ◆ 安定性・継続性 : 特定の事業に係るため安定的であるが、継続的な確保は難しい ◆ 受益と負担 : 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求めめる必要がある
使用料	<p>行政財産の目的外使用及び公の施設の利用に対し、その反対給付として徴収するもの。(例: 市民ホールの使用料 など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 規模 : 施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的 ◆ 安定性・継続性 : 安定的・継続的な確保が可能 ◆ 受益と負担 : 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求めめる必要がある
手数料	<p>特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの。(例: 住民票の発行手数料 など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 規模 : 施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的 ◆ 安定性・継続性 : 安定的・継続的な確保が可能 ◆ 受益と負担 : 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求めめる必要がある
寄付金	<p>地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭または特定の財産の給付を受けるもの。(例: ふるさと納税、協力金 など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 規模 : 対象者の設定により規模の確保が可能 ◆ 安定性・継続性 : 善意や協力に基づくため、安定性や継続性の確保は難しい ◆ 受益と負担 : 善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない

8. 宿泊税に係る課税要件等の検討

8-1 納税義務者・課税標準等

納税義務者・課税標準等について、先行導入事例も参考にしながら検討を行った。

【基本的な考え方】

- ◆ 宿泊客は、宿泊施設の形態にかかわらず、行政サービスを受取る程度は変わらないため、公平性の観点から、すべての宿泊者を対象とすることが望ましい。
- ◆ 行政サービスの享受の程度は、宿泊数によるところが大きい。
- ◆ 課税免除については、修学旅行生等を対象としている自治体も見受けられるが、福岡県が課税免除しない予定であるため、宿泊事業者の事務負担等も考慮し、慎重な検討が必要である。

<委員からの主な意見>

- ・ 福岡県と北九州市の課税要件は、基本的に同一とすることが原則と考えられる。
- ・ 宿泊事業者の事務負担が少なくなるような配慮が必要
- ・ 修学旅行については、何らかの配慮は必要であるが、課税免除とは切り離して考えるべきである。

以上のことから、本調査検討会議においては、納税義務者・課税標準等について次のとおりとすべきであるとする。

- 課税客体は、北九州市に所在する宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊とする。
- 納税義務者は、宿泊施設への宿泊者とする。
- 課税標準は、宿泊数とする。
- 課税免除は、応益性や公平性、宿泊事業者の事務負担軽減の観点から行わない。

なお、修学旅行に対する課税免除については、①修学旅行生も他の観光客と同様の行政サービスを受けること、②他の学校行事との線引きが困難であること、③宿泊事業者の事務が煩雑となること、④福岡県の宿泊税は課税されることから、課税免除しないことが適当であり、修学旅行を増やすための施策については別途検討することが必要と考えられる。

【参考資料】先行導入自治体における納税義務者・課税標準等

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡市
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設
納税義務者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者
課税標準	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊料 金	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数
課税免除	なし	なし	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者 (修学旅行生の誘致の推進が旨と見られる観光客の獲得につながり、京都経済の活性化に寄与するため)	なし	小・中学校、高校の修学旅行生、新修旅行生及び引率者 ・職場体験又はインターンシップのために宿泊する中学生、高校生、専門学校生及び大学生 (インターンシップ生の受け入れ促進のため)	なし	なし

8-2 徴収方法・特別徴収義務者

徴収方法・特別徴収義務者について、先行導入事例も参考にしながら検討を行った。

【基本的な考え方】

- ◆ 宿泊者から北九州市が個別に徴収することは現実的ではなく、また、先行導入事例のすべてが特別徴収としている。
- ◆ 特別徴収義務者は、基本的には宿泊事業者とすることが適当である。

＜委員からの主な意見＞

- ・ 福岡県と北九州市の課税要件は、基本的に同一とすることが原則と考えられる。
- ・ 宿泊事業者の事務負担が少なくなるような配慮が必要

以上のことから、本調査検討会議においては、徴収方法・特別徴収義務者について次のとおりとすべきであるとする。

- 徴収方法は、特別徴収とする。
- 特別徴収義務者は、宿泊事業者とする。

なお、事務負担軽減のため、市税と県税を合せた税額を徴収し、全額を北九州市に納入することが望ましいと考えられる。（福岡県への払込は北九州市が行う。）

【参考資料】先行導入自治体における徴収方法・特別徴収義務者

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡市
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者 (宿泊事業者等) が宿泊者から宿 泊税を徴収し、 納入する	同左	同左	同左	同左	同左	同左
特別徴収義務者	・旅館業法第3 条第1項の許可 を受けた者 ・宿泊税の徴収 について便宜を 有する者	・旅館業法第3 条第1項の許可 を受けた者 ・国家戦略特別 区域法第13条 第4項に規定す る認定事業者 ・住宅宿泊事業 法第2条第4項 に規定する住宅 宿泊事業者 ・宿泊税の徴収 について便宜を 有する者	・旅館業又は住 宅宿泊事業を営 む者 ・宿泊税の徴収 について便宜を 有する者	・旅館業法第3 条第1項の許可 を受けた者 ・住宅宿泊事業 法第3条第1項 の届け出をした 者 ・宿泊税の徴収 について便宜を 有する者	・旅館業又は住 宅宿泊事業を営 む者 ・宿泊税の徴収 について便宜を 有する者	・宿泊施設の経 営者 ・宿泊税の徴収 について便宜を 有する者	・旅館業又は住 宅宿泊事業の経 営者 ・宿泊税の徴収 について便宜を 有すると認める 者

8-3 税率（税額）・免税点

税率（税額）・免税点について、先行導入事例も参考にしながら検討を行った。

【基本的な考え方】

- ◆特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担も考慮の上、簡素な制度とすることが望ましい。
- ◆宿泊料金にかかわらず、行政サービスを受取る程度は変わらないため、広く課税し公平性を確保することが適当である。（ただし、高額な宿泊料金を支払う宿泊者に対しては、支払能力に応じた負担を求めるといった観点から、税率区分を設けることも考えられる。）
- 【論点】①広く公平な課税、②応分の負担、③宿泊事業者の事務負担、④対象部屋数
- ◆福岡県との二重課税を考慮し、原則として、宿泊者の負担は200円以内とすることが必要

<委員からの主な意見>

- ・福岡県と北九州市の課税要件は、基本的に同一とすることが原則と考えられる。
- ・宿泊事業者の事務負担が少なくなるような配慮が必要
- ・宿泊料金が比較的高い施設は北九州市には少なく、税率区分を設けても税収には大きな影響はないと考えられるため、税率は一定とした方が分かりやすく望ましい。

以上のことから、本調査検討会議においては、税率（税額）・免税点について次のとおりとすべきであるとする。

- 応益性や公平性、宿泊事業者の事務負担軽減の観点から、税率（税額）は一律とし、免税点は設けない。また、高額な宿泊料金の部屋が少ないことから、当面は税率区分は設けない。
- 宿泊者の負担を考慮して、税率（税額）は福岡県と合わせて200円とする。

【参考資料】先行導入自治体における税率（税額）・免税点

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡市
税率（税額）	1人1泊について、宿泊料金が ①1万円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上：200円 ※宿泊料金に応じた負担の公平性に配慮しながら、できるだけ簡素な税制とした	1人1泊について、宿泊料金が ①7千円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：300円 ※徴税コストや納税者の負担感を総合的に勘案し、できるだけ簡素な税制とした	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満：200円 ②2万円以上5万円未満：500円 ③5万円以上：1,000円 ※担税力に見合った税負担、事業者の負担軽減、できるだけ簡素な税制という観点から総合的に判断	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円 ※納税や徴収にかかる負担にも十分配慮したうえで、簡素でわかりやすい制度とした（京都市の要件を参考）	1人、1部屋または1棟の宿泊料金の2% ※宿泊事業者から定率制への要望があったことや、地域の宿泊形態の特性への配慮などにより、定率制に設定	・1人1泊につき200円 ※必要な財源規模の確保や先行自治体と比較して過重な負担でないことから設定 ※宿泊に対して税を課す市町村の区域内にある宿泊施設は、1人1泊につき100円 ※福岡市内の宿泊施設は、1人1泊につき50円	・1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満：150円 ②2万円以上：450円 ※必要な財源規模の確保や、宿泊料金の多寡を反映できる仕組み、さらに、京都市及び金沢市の税率を踏まえて設定
免税点	1万円 ※都内宿泊施設の平均的な宿泊単価（約1万円）を参考に設定	7千円 ※当初は1万円と設定していたが、7千円に引き下げた	なし	なし	なし	なし	なし

8-4 課税期間

課税期間について、先行導入事例も参考にしながら検討を行った。

【基本的な考え方】

- ◆定期的に税のあり方を検証することが必要である。
- ◆先行導入事例はすべて5年ごとに見直すこととしている。
- ◆福岡県と見直し時期が異なる場合、福岡県と北九州市で制度が異なる時期が生じるため、特別徴収義務者に負担がかかる可能性が考えられる。

<委員からの主な意見>

- ・福岡県と北九州市の課税要件は、基本的には同一とすることが原則と考えられる。
- ・宿泊事業者の事務負担が少なくなるような配慮が必要

以上のことから、本調査検討会議においては、課税期間について次のとおりとすべきであると考ええる。

○課税期間は、5年毎を基本とするが、宿泊事業者の事務負担軽減のため、福岡県と同様に当初3年、それ以後は5年毎とする。

【参考資料】先行導入自治体における課税期間

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡市
課税期間	5年ごとに見直し	同左	同左	同左	同左	条例施行後3年・その後は5年を目途に見直しを行う	福岡県に同じ

8-5 入湯税

【入湯税の概要】

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設の整備や観光の振興に要する費用に充てるため設けられた目的税（市町村税）である。

鉱泉浴場の入湯客に対して、北九州市では宿泊する場合1人1泊について150円、日帰りの場合1人1日について100円を課税（特別徴収）している。

平成29年度の北九州市の税収は、2,850万円である。

入湯税の制度改正の必要性について、先行導入事例も参考にしながら検討を行った。

【基本的な考え方】

- ◆入湯税は、宿泊税とは用途・目的や課税客体が異なる。
- ◆市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担を求めることには理由がある。
- ◆京都市及び金沢市においては、入湯税の改正を行っていない。

以上のことから、本調査検討会議においては、北九州市の入湯税に係る制度改正の必要はないものとする。

【参考資料】 先行導入自治体における入湯税の改正状況

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県	福岡市
制度改正の内容	—	—	改正なし	改正なし	改正なし	—	宿泊1人1泊あたり¥150⇒¥50

8-6 課税要件等のまとめ

調査検討会議の方針は下表のようにまとめられる。

宿泊税の課税要件	課税客体	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設
	納税義務者	上記施設への宿泊者
	課税標準	上記施設への宿泊数
	課税免除	設けない。
	徴収方法	特別徴収。 *特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、北九州市に納入する。
	特別徴収義務者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
	税率（税額）	福岡県との二重課税を考慮し、宿泊者の負担は1人1泊200円とする。福岡県と北九州市の割合については、福岡市の税率（1人1泊150円）を念頭に置き、福岡県との協議による。
	免税点	設けない。
課税期間	当初3年とし、以後は5年毎とする。	
入湯税	改正しない。	

9. 検討のおわりに

本調査検討会議は、観光産業を北九州市の成長を支える極めて重要な産業と捉え、北九州市における持続的な観光振興、北部九州のゲートウェイとしての役割などについて、今後どのように進めていくべきか、そのための財政上の負担をどこに求めるかという視点から、宿泊事業者、旅行者、宿泊者、市民など、幅広く意見を求め、検討を行ってきた。

これまでの会議における議論の結果、本調査検討会議では、以下の3点を北九州市に提言する。

- 1 北九州市の観光行政を取り巻く社会情勢や財政状況等を踏まえると、観光に関する新たな財政需要に適切に対応していくために、新たな安定的財源である宿泊税を導入することが適当である。
- 2 宿泊税を財源とする観光振興施策については、「宿泊税を財源とする取組の考え方」で示された3点を遵守し、方向性や優先順位を明確にした上で取り組む必要がある。

【宿泊税を財源とする取組の考え方】

- ①北九州市観光振興プランに基づく施策に充当する。
- ②今後の観光動向や、九州全体における北九州市の役割を踏まえた施策に活用する。
- ③既存施策への単純な充当は行わない。

- 3 税額については、福岡県との二重課税を考慮し、宿泊者の負担は200円とすることが必要である。福岡県と北九州市の割合については、福岡市の税率（1人1泊150円）を念頭に置き、福岡県との協議の上で決定すべきである。

北九州市においては、新たに宿泊税を創設することにあたって、地方分権推進の一環として、また、課税自主権の尊重のため、法定外税制度が改正されたことの趣旨を踏まえ、加えて、税の原則である「公平・中立・簡素」の考えの下、納税者や特別徴税義務者など関係者への丁寧な説明や必要な協議を行いながら制度構築を行うことを求める。

また、宿泊者にとって新たな負担となる宿泊税は、その用途が明確であること、具体的にどのような事業に充当されたかを明らかにするなど、納税者に十分納得してもらった上で負担していただくことが重要であり、北九州市にはこれらの説明責任に答えていくことを求める。

本調査検討会議では、当初3年、以後は5年毎に、社会情勢等の変化を勘案し、宿泊税について検討する必要があるとしており、モニタリング組織の設置など、観光振興に対する取組の効果を検証することが特に重要である。今後、必要な措置を講じられたい。

最後に、本調査検討会議における検討のため、宿泊事業者及び旅行者アンケート調査にご協力いただいた皆様、宿泊者アンケート調査にご協力いただいた旅行者の皆様、パブリックコメントでご意見をいただいた皆様に対し、この場を借りて御礼申し上げます。

令和元年8月

北九州市宿泊税に関する調査検討会議

参考1. 各種調査及びパブリックコメントの結果

参考1-1 検討にあたって実施した調査等の概要

調査検討会議での議論にあたり、下表のとおり調査及びパブリックコメントを実施した。

	調査等の名称	概要	期間
1	宿泊事業者及び旅行者アンケート	北九州市の周遊観光ルート的位置付け、独自課税について、使い道について、北九州市内の宿泊事業者及び旅行者に意見を求めた。 (有効回答数：69)	6/17～30
2	宿泊者アンケート	宿泊税に使い道について、北九州市内の4宿泊事業者を利用した宿泊者に意見を求めた。 (有効回答数：257)	7/6～15
3	パブリックコメント	「北九州市の宿泊税の考え方(案)」について、北九州市民に意見を求めた。 (意見数：37件(23名))	7/17～25

*なお、宿泊者アンケートを日本人のみを対象としたため、訪日外国人旅行者の意識把握を目的とし、観光庁が平成30年11月から平成31年2月に行った「訪日外国人旅行者の受入環境整備に関するアンケート調査結果」を参考とした。

参考1-2 宿泊事業者及び旅行業者アンケート調査結果

(1) 調査方法

アンケート調査票を郵送によって配付・回収し、令和元年6月17日に調査票及び返送用封筒を対象事業者（業者）へ発送、6月30日を返送（投函）期限とした。

(2) 配付・回収状況

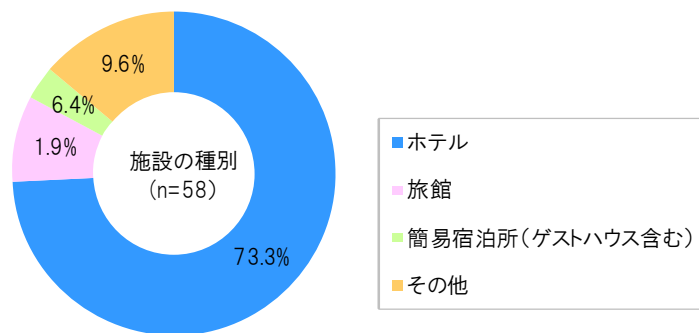
区分	施設数	有効回答数	回収率
宿泊事業者	187	58	31%
旅行業者	22	11	50%
合計	209	69	33%

(3) 調査結果

1－(1) 貴施設の種別について教えてください。（宿泊事業者のみ対象）

回答の概要

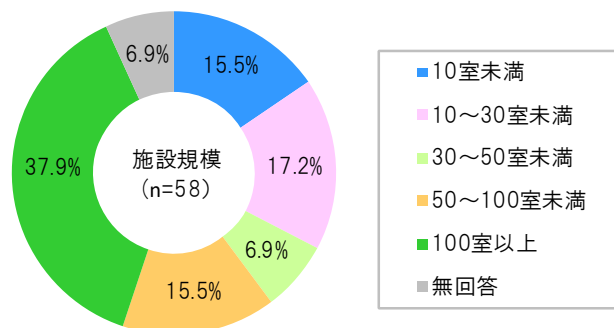
●回答した宿泊施設の種別は、ホテル43施設（73.3%）、旅館5施設（1.9%）、簡易宿所2施設（6.4%）、その他8施設（9.6%）となった。



1－(2) 貴施設の規模（客室数）について教えてください。（宿泊事業者のみ対象）

回答の概要

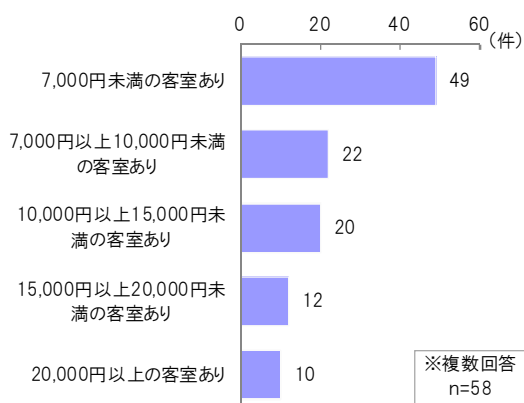
●回答した宿泊施設の客室数は、100室以上が22施設（37.9%）と最も多く、次いで10～30室未満が10施設（17.2%）、10室未満と50～100室未満がそれぞれ9施設（15.5%）と続いた。



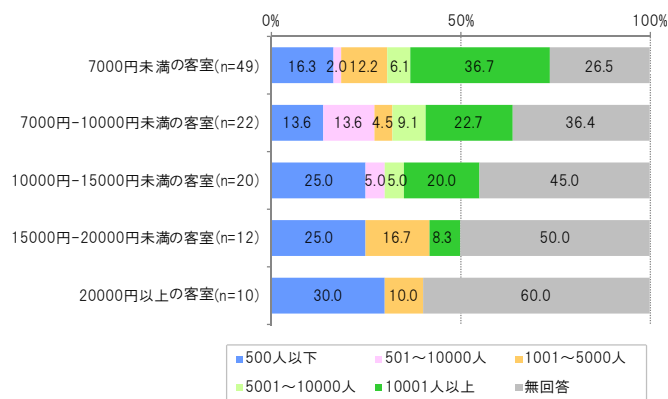
1 - (3) 貴施設における宿泊料金区分に該当する部屋の有無についてお答えください。また、可能な範囲で宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数（H30年度）について教えてください。
（宿泊事業者のみ対象）

回答の概要

- 宿泊料金区分に該当する部屋の有無は、7,000円未満が49件と最も多く、次いで7,000円以上10,000円未満が22件と続き、20,000円以上の部屋を有する宿泊施設も10件あった。
- 宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数は、宿泊料金が上がるにつれて少なくなる傾向にあり、7,000円未満の客室で10,001人以上という回答が最も多かった。



【宿泊料金区分に該当する部屋の有無】

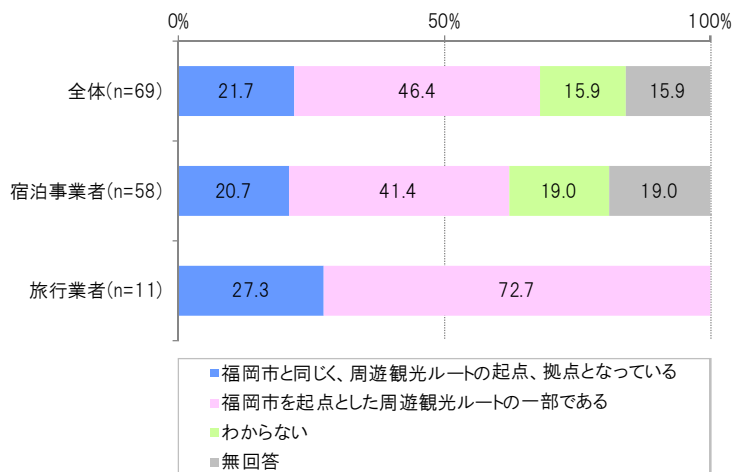


【宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数（H30年度）】

2 - (1) 本市の周遊観光の位置づけについてどう思いますか。（以下、宿泊事業者・旅行者いずれも対象）

回答の概要

- 全体では、北九州市を周遊観光ルートの一部と考えているのが32施設（46.4%）と最も多く、周遊観光ルートの起点・拠点と考えているのが15施設（21.7%）となっており、約3分の2の施設が、北九州市が周遊観光ルートに位置づけられていると考えている。



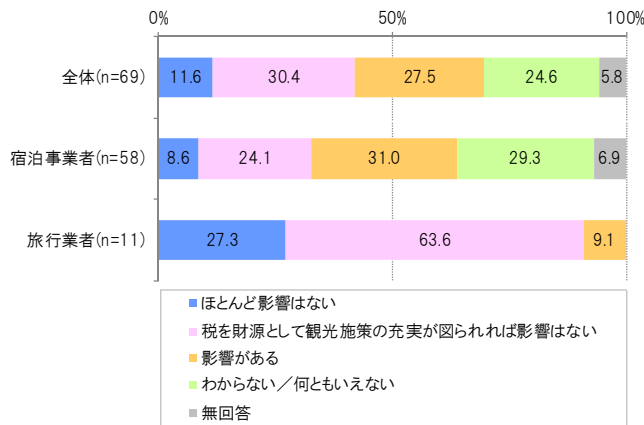
3 - (1) 宿泊税を導入した場合、宿泊者数などに影響があると思いますか。

回答の概要

- 全体では、税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はないが21施設（30.4%）と最も多く、次いで影響があるが19施設（27.5%）、わからないが/何ともいえないが17施設（24.6%）と続いた。
- 宿泊事業者に限ると、影響があるが18施設（31.0%）と最も多く、次いでわからない/何ともいえないが18施設（29.3%）、税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はないが14施設（24.1%）と続いた。
- 一方、旅行者に限ると、税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はないが7施設（63.6%）と最も多くなった。
- 自由記入では、宿泊総額や旅行会社等への手数料上昇への懸念や、丁寧な説明の必要性が挙げられている。

【自由記入部分】

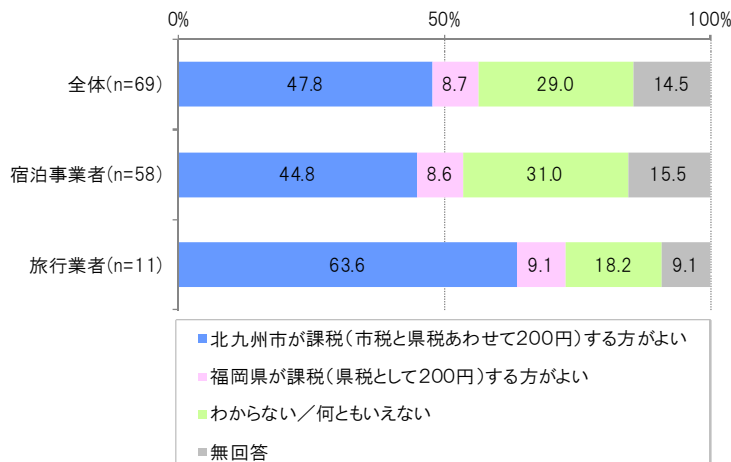
- ・消費税増税と宿泊税が重なれば、価格上昇上がり、利用減の影響が懸念される。
- ・宿泊料金の安価な施設にとって、料金が高くなったとのイメージをあたえる。
- ・宿泊料が上がり、宿泊客が減る。
- ・宿泊税がかかる事をお客様が認知しているとは限らないので、支払金額についてのクレームが出る。
- ・常連のお客様はいつも予算が決まっているので、宿泊税分をサービスしてほしいと要望があると思われる。
- ・OTA・旅行会社への手数料支払増
- ・福岡市とは比較にならないほど観光客が少ない。
- ・福岡市はホテル満室の日も多く、コンサート・インバウンドで影響はないだろうが、北九州市は宿泊客数が少なくなると思う。



4 - (1) 北九州市が宿泊税を導入することについてどう思いますか。

回答の概要

- 全体では、北九州市が課税する方がよいが33施設（47.8%）と最も多く、次いでわからない/何ともいえないが20施設（29.0%）と続き、福岡県が課税する方がよいは6施設（8.7%）に留まった。

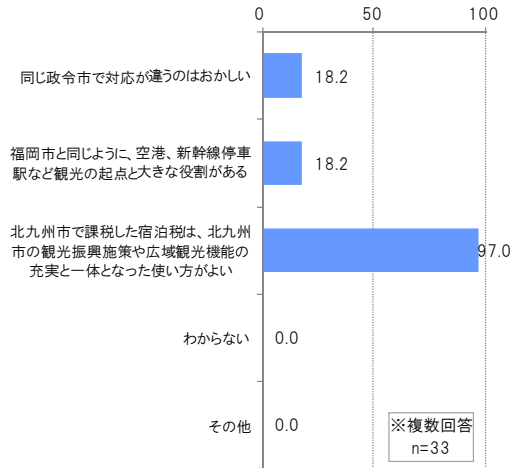


4- (1) で「北九州市が課税するほうがよい」と答えた理由を教えてください（複数回答可）

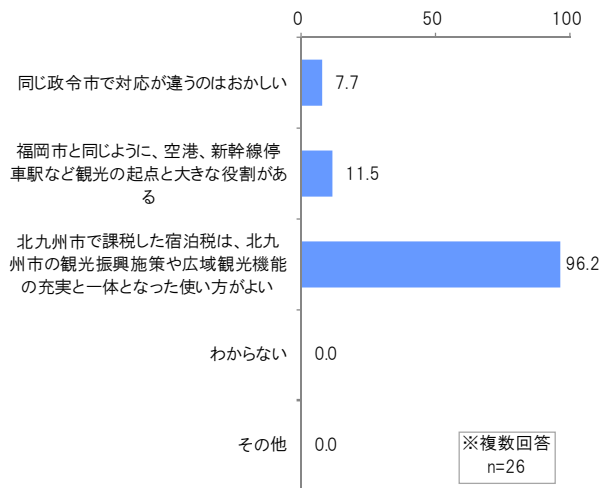
回答の概要

●北九州市で課税した宿泊税は、北九州市の観光振興施策や広域観光機能の充実と一体となった使い方がよいが32施設（97.0%）と最も多く、この傾向は宿泊事業者・旅行業者に限っても同様である。

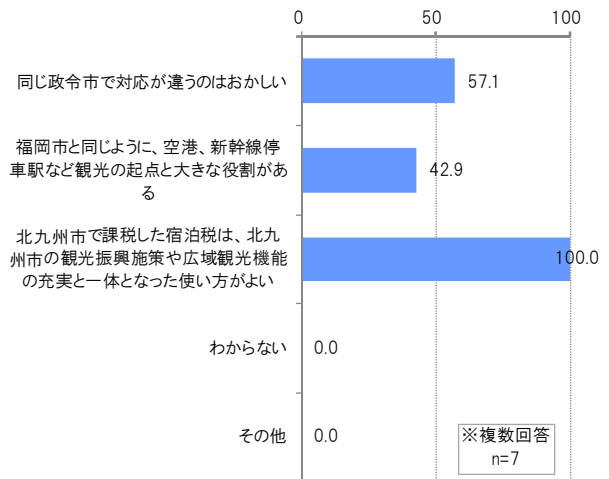
【全体(n=33)】



【宿泊事業者(n=26)】



【旅行者(n=7)】



4－（1）で「福岡県が課税するほうがよい」と答えた理由を教えてください（自由記入のみ）

回答の概要

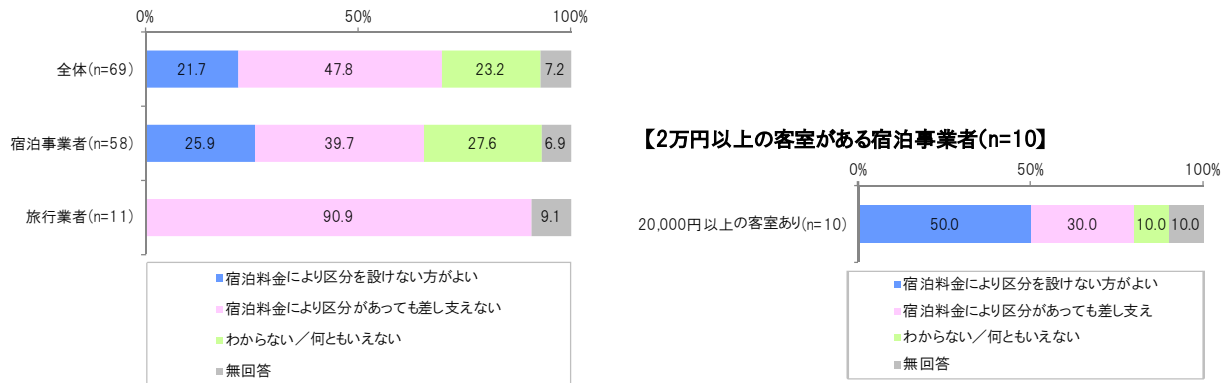
● 広域での取組みの原資、周知しやすさに関する記述があった。

- ・より広域でのディスティネーションマーケティングの原資にした方がよい。
- ・県が課税する方が徴収しやすいから（周知しやすい）
- ・北九州の宿泊者数は福岡市の何分の一なのか、宿泊者がピンとこない、腑に落ちない。

4－（2）他都市の宿泊税においては、宿泊料金により税率（税額）が異なる仕組みとなっています。このことについて、ご意見をお聞かせください。

回答の概要

- 全体では、宿泊料金により区分があっても差し支えないが33施設（47.8%）と最も多く、次いでわからない／何ともいえないが16施設（23.2%）、宿泊料金により区分を設けない方がよいが15施設（21.7%）と続き、宿泊事業者に限ってもこの傾向は同様である。
- 旅行会社に限ると、宿泊料金により区分があっても差し支えないが10施設（90.9%）と最も多い。
- 一方、2万円以上の客室がある宿泊事業者に限ると、宿泊料金により区分を設けない方がよいが、5施設（50.0%）と最も高くなっている。
- 自由記入部分では、宿泊料金により区分を設けない方がよいを見ると、事務負担の増加や、税額と公共サービスの質・量の違いをつけることが難しいといったものが挙げられている。
- 宿泊料金により区分があっても差し支えないを見ると、宿泊料金に対する負担感の違いなどが挙げられている。



【宿泊料金により区分を設けない方がよい】

- ・複雑になる
- ・精算時及び経理処理での作業負担が懸念される
- ・他都市に比べて観光地が少ない為、観光客が敬遠する
- ・納税額とそれを財源として提供される各種公共サービスの質量に違いをつけることが不可能であるため
- ・2万円以上の宿泊者が全体で少ない為
- ・税金の加算により宿泊料金に幅がもてなくなる。特に北九州エリアは影響を受けやすい

【宿泊料金により区分があっても差し支えない】

- ・現在考えられる2区分等ならば
- ・税込み宿泊料金として徴収する時、総額に対する割合に不公平感を感じる
- ・宿泊代金一律だと安い施設に負担がかかる
- ・低宿泊料金に区分を設けて欲しい、東京も大阪も区分がある
- ・他都市と税率が異なると利用者が分かりにくい

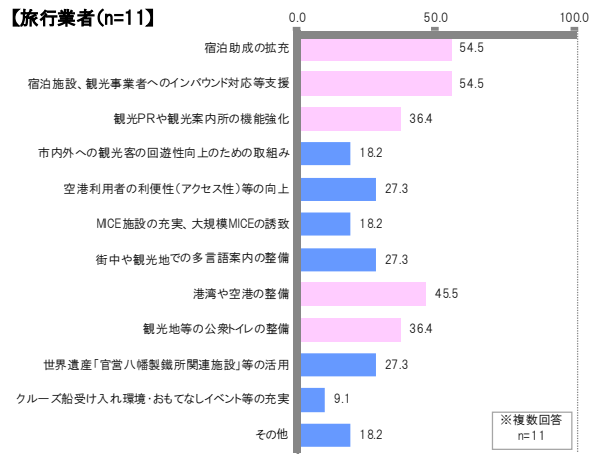
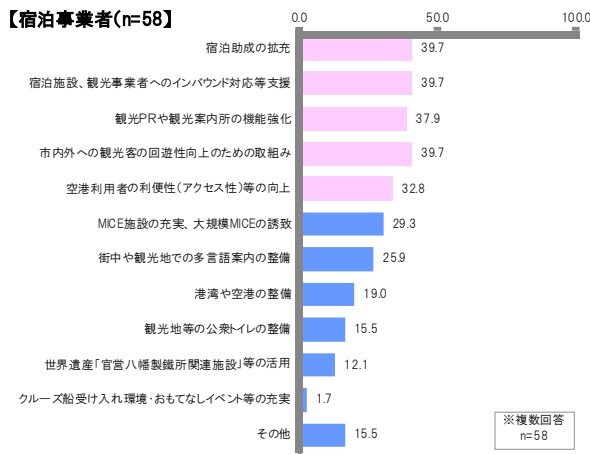
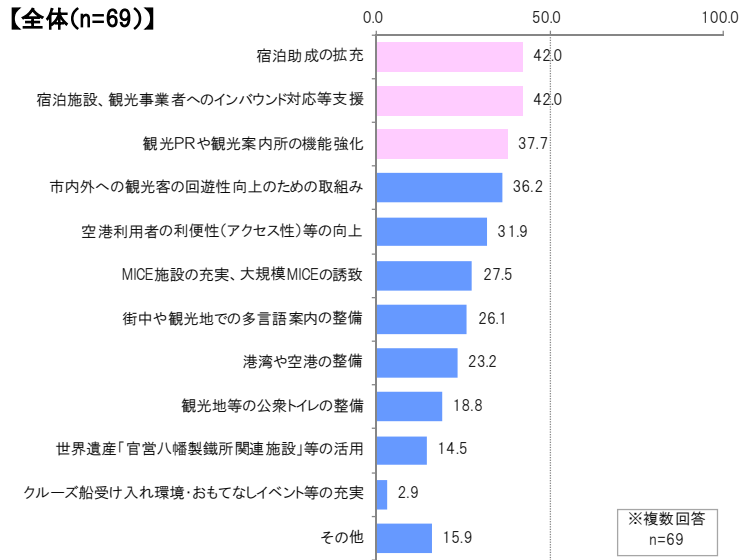
【わからない／何ともいえない】

- ・どういった影響が出てくるのか分からない
- ・当ホテルは宿泊料が1万円前後のみなので、一律になるのではと思う

5- (1) 宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください。(複数選択可)

回答の概要

- 全体では、宿泊助成の拡充、宿泊施設・観光事業者へのインバウンド対応等支援が29施設(42.0%)と最も多く、次いで観光PRや観光案内所の機能強化が26施設(37.7%)が続いた。この3項目は宿泊事業者・旅行者いずれにおいても上位5位以内である。
- 自由記入部分を見ると、観光PRに関すること、受入環境整備に関することに加え、DMOの設立、統計データの収集といった意見が挙がっている。



【自由記入部分】

- ・インバウンド客誘客のためのプロモーション活動の実施
- ・Wi-Fiの整備
- ・移動手段(公共交通)への補助
- ・観光地(皿倉山)の整備
- ・広域DMOの事業原資
- ・海外映画のロケ誘致、インパクトのあるプロモーション活動
- ・個人旅行者のニーズの正確な把握(統計データの収集)
- ・経済的な需要が高いと予想されるスポーツツーリズムを基軸として街づくり
- ・課税システム導入費用や課税の周知徹底費用の助成

(4) 調査票

北九州市における宿泊税導入の検討に関するアンケート調査票

このアンケート調査結果は、北九州市における宿泊税導入に関する検討にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。また、集計資料等公表することがございますが、個々の回答者が判別できるような表現はいたしませんので、ご安心ください。

*返送(投函)期限は令和元年6月30日(日)までとなっております。期日までの回答及び投函にご協力をお願いします。

【重要：回答をされる前に必ずお読みください】

- ・福岡県では、福岡市を除く福岡県全域(北九州市を含む)において、観光振興の財源とするため、県税として宿泊者に対し、一律200円の宿泊税を課する条例案が6月の県議会に提出されています。(市町村交付分100円、県主体事業分100円)
- ・一方、福岡市域では、広域観光に資するゲートウェイ整備等、一部事業が県と重複することから、県との合意により、双方の合計税額を原則200円とし、福岡市が150円、福岡県が50円を課する条例案が6月の市議会に提出されています。
- ・ついでには、福岡市と同様のゲートウェイ機能を有する本市においても、福岡市の税率(150円)を前提とし、本市独自の課税について検討することとなりました。

1. 貴施設について伺います。(旅行者の方は、この設問には回答不要です)

(1) 貴施設の種別について教えてください。

1. ホテル 2. 旅館 3. 簡易宿泊所(ゲストハウス含む) 4. その他

(2) 貴施設の規模(客室数)について教えてください。

1. 10室未満 2. 10~30室未満 3. 30~50室未満 4. 50~100室未満
5. 100室以上

(3) 貴施設における下表の宿泊料金区分に該当する部屋の有無についてお答えください。また、可能な範囲で宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数について教えてください。

※ 宿泊料金につきましては、年間若しくは月平均など把握できる範囲でお答えいただきますと幸いです。

※ 数字がすぐにわからない場合は、この設問については後日の回答で差し支えありません。

宿泊料金 (1人1泊あたり)	左記料金に該当する 部屋の有無(○又は×)	延べ宿泊者数 (H30年度)
7,000円未満		名
7,000円以上10,000円未満		名
10,000円以上15,000円未満		名
15,000円以上20,000円未満		名
20,000円以上		名

— 裏面にも質問がございます。 —

2. 本市の周遊観光における位置づけについて伺います。

- (1) 本市の周遊観光の位置づけについてどう思いますか。
1. 福岡市と同じく、周遊観光ルートの起点、拠点となっている。
 2. 福岡市を起点とした周遊観光ルートの一部である。
 3. わからない

3. 宿泊税を導入した場合の影響について伺います。

- (1) 宿泊税を導入した場合、宿泊者数などに影響があると思いますか。
1. ほとんど影響はない
 2. 税を財源として観光施策の充実が図られれば影響はない
 3. 影響がある
 4. わからない/何ともいえない

※「3. 影響がある」と答えた方はその理由を教えてください。

4. 宿泊税の本市の独自課税の導入について伺います。

- (1) 北九州市が宿泊税を導入することについてどう思いますか。
1. 北九州市が課税（市税と県税あわせて200円）する方がよい
 2. 福岡県が課税（県税として200円）する方がよい
 3. わからない/何ともいえない

※「1 北九州市が課税するほうがよい」と答えた方は下記から理由を教えてください。
（番号を○で囲んでください。いくつ選んでも構いません。）なお、回答にあたっては、次のページの設問「5. 宿泊税の使い道について伺います。」を参照のうえ回答してください。

1. 同じ政令市で対応が違うのはおかしい
2. 福岡市と同じように、空港、新幹線停車駅など観光の起点と大きな役割がある
3. 北九州市で課税した宿泊税は、北九州市の観光振興施策や広域観光機能の充実と一体となった使い方がよい
4. わからない
5. その他（ ）

※「2. 福岡県が課税する方がよい」と答えた方はその理由を教えてください。

(2) 他都市の宿泊税においては、下表のとおり宿泊料金により税率（税額）が異なる仕組みとなっています。このことについて、ご意見をお聞かせください。

	福岡市（条例案）	金沢市	京都市
税率 (税額)	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満
	200円	200円	200円
	②2万円以上	②2万円以上	②2万円以上5万円未満
	500円	500円	500円
			③5万円以上
			1,000円

1. 宿泊料金により区分を設けない方がよい
2. 宿泊料金により区分があっても差し支えない
3. わからない／何ともいえない

※上記を選択した理由を教えてください。

5. 宿泊税の使い道について伺います。

(1) 宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください。(番号を○で囲んでください。いくつ選んでも構いません。)

1. 港湾や空港の整備
2. 宿泊助成の拡充
3. 宿泊施設、観光事業者へのインバウンド対応等支援（バリアフリー、トイレ洋式化、キャッシュレス対応等への補助）
4. 観光PRや観光案内所の機能強化
5. 街中や観光地での多言語案内の整備
6. 観光地等の公衆トイレの整備（洋式化やバリアフリー化）
7. 市内外への観光客の回遊性向上のための取組み
8. MICE 施設の充実、大規模 MICE の誘致
9. 世界遺産「官営八幡製鐵所関連施設」等の活用
10. 空港利用者の利便性（アクセス性）等の向上
11. クルーズ船受け入れ環境・おもてなイベント等の充実
12. その他

(

)

*MICE とは…

Meeting（企業等の会議）、Incentive travel（企業等の行う報奨・研修旅行）、Convention（国際機関・団体・学会等が行う国際会議）、Exhibition/Event（展示会・見本市、イベント）の頭文字のことで、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称です。

— 裏面にも質問がございます。 —

6. 回答頂いた方について教えてください。

回答頂きました内容について、疑義等ございましたら問い合わせさせていただきます。

お手数ですが、貴施設名、御担当者名、連絡先電話番号を教えてください。

なお、問い合わせは調査受託機関から差し上げることもございますので、予めご了承ください。

貴施設名 (※)	
御担当者名	
連絡先 (電話番号)	

※民泊事業者の方は代表者名を、旅行業者の方は貴社名をご記入ください。

参考1-3 宿泊者向けアンケート調査結果

(1) 調査方法

北九州市内の4宿泊事業者を利用する宿泊者に対し、アンケート調査票への記入を依頼した。

(2) 配付・回収状況

配付施設名	有効回答数	
	施設計	合計
リーガロイヤルホテル小倉	40	257
JR九州ステーションホテル小倉	119	
ユタカホテル	50	
小倉ベイホテル第一	48	

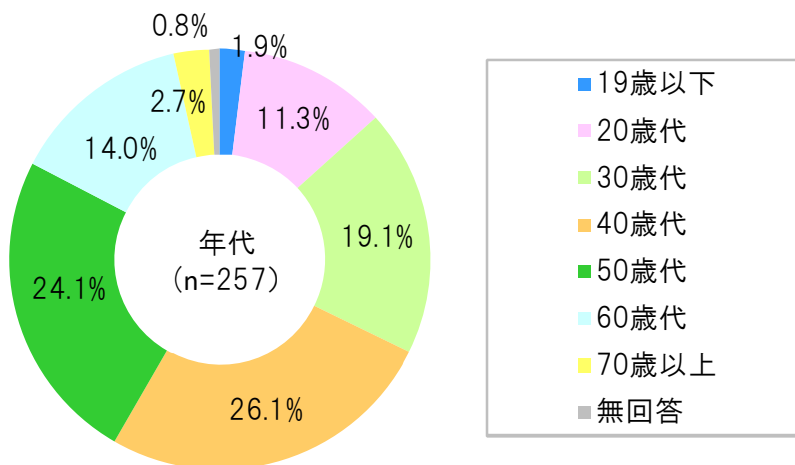
(3) 調査結果

1. 回答者について

1- (1) 年代

回答の概要

●回答した宿泊者の年代は、40歳代が67名（26.1%）と最も多く、次いで50歳代が62名（24.1%）、30歳代が49名（19.1%）と続き、幅広い年代からサンプルが得られている。



1 - (2) 居住地

回答の概要

- 回答した宿泊者の居住地は、福岡県が最も多く57名(22.2%)、次いで、東京都が46名(17.9%)と続き、九州内外とも幅広い地域からサンプルが得られている。

【全体】

	回答数	構成比(%)		回答数	構成比(%)
福岡	57	22.2	宮崎	2	0.8
東京	46	17.9	京都	2	0.8
神奈川	18	7.0	佐賀	2	0.8
大阪	18	7.0	埼玉	2	0.8
兵庫	11	4.3	富山	2	0.8
千葉	10	3.9	和歌山	2	0.8
長崎	10	3.9	愛媛	1	0.4
大分	9	3.5	岐阜	1	0.4
熊本	8	3.1	群馬	1	0.4
山口	8	3.1	三重	1	0.4
鹿児島	8	3.1	長野	1	0.4
奈良	6	2.3	島根	1	0.4
愛知	6	2.3	徳島	1	0.4
岡山	4	1.6	栃木	1	0.4
広島	4	1.6	福島	1	0.4
静岡	4	1.6	韓国	1	0.4
宮城	3	1.2	台湾	1	0.4
滋賀	3	1.2	無回答	1	0.4
			合計	257	100.0

【九州・沖縄地方】

	回答数	構成比(%)
福岡	57	22.2
長崎	10	3.9
大分	9	3.5
熊本	8	3.1
鹿児島	8	3.1
宮崎	2	0.8
佐賀	2	0.8
合計	96	37.4

【中部地方】

	回答数	構成比(%)
愛知	6	2.3
静岡	4	1.6
富山	2	0.8
岐阜	1	0.4
長野	1	0.4
合計	14	5.4

【関東地方】

	回答数	構成比(%)
東京	46	17.9
神奈川	18	7.0
千葉	10	3.9
埼玉	2	0.8
群馬	1	0.4
栃木	1	0.4
合計	78	30.4

【中国・四国地方】

	回答数	構成比(%)
山口	8	3.1
岡山	4	1.6
広島	4	1.6
愛媛	1	0.4
島根	1	0.4
徳島	1	0.4
合計	19	7.4

【近畿地方】

	回答数	構成比(%)
大阪	18	7.0
兵庫	11	4.3
奈良	6	2.3
滋賀	3	1.2
京都	2	0.8
和歌山	2	0.8
三重	1	0.4
合計	43	16.7

【東北地方】

	回答数	構成比(%)
宮城	3	1.2
福島	1	0.4
合計	0	0.0

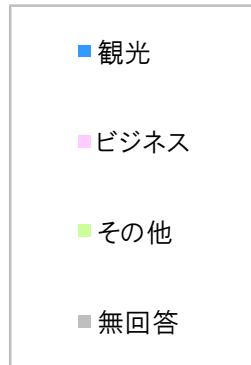
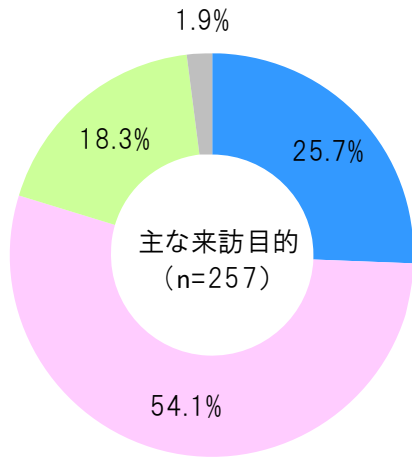
【海外】

	回答数	構成比(%)
韓国	1	0.4
台湾	1	0.4
合計	2	0.8

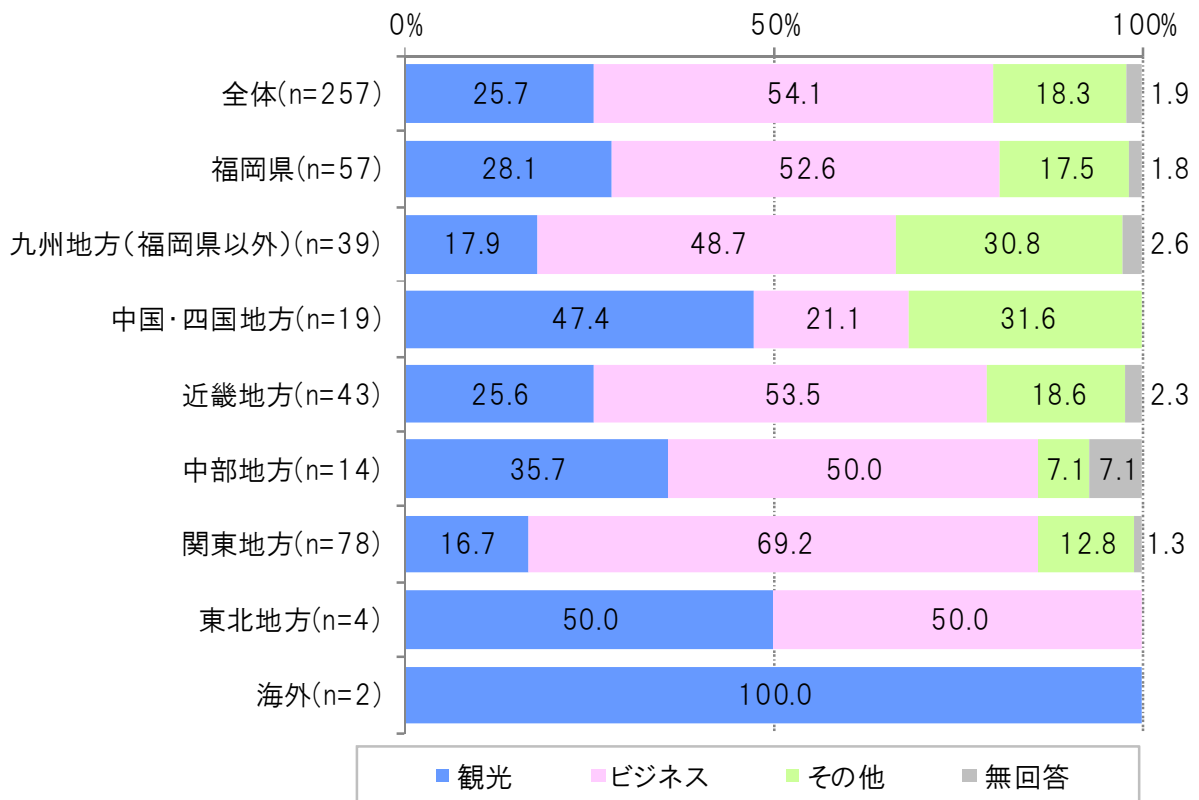
1 - (3) 主な来訪目的

回答の概要

- 回答した宿泊者の主な来訪目的は、ビジネスが139名（54.1%）と最も多く、次いで観光が66名（25.7%）と続いている。
- 居住地（地方）別に見ると、観光目的は中国・四国地方と中部地方に多く、ビジネス目的は関東地方、近畿地方、福岡県居住者が多くなっている。（東北地方と海外については、サンプル数が極端に少ないため考慮していない。）



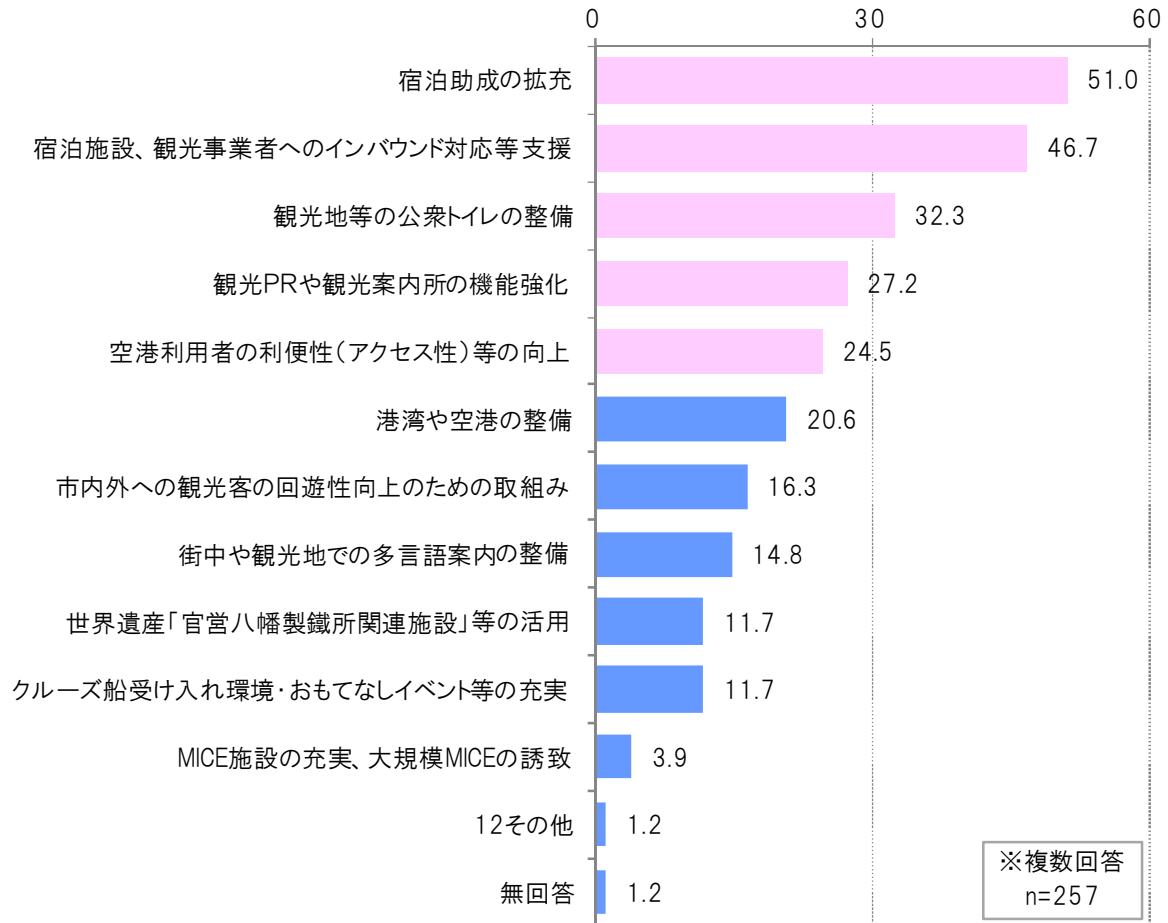
主な来訪目的・その他	件数
帰省	6
結婚式	6
親族訪問	3
法事	2
知人訪問	1
資格試験	1
休養	1
合計	20



2. 宿泊税の活用方法として望ましいと思うものを教えてください。（複数選択可）

回答の概要

●宿泊助成の拡充が131名（51.0%）と最も多く、次いで、インバウンド対応等支援が120名（46.7%）、公衆トイレの整備が83名（32.3%）と続いた。



3. 宿泊税を活用して、どのようなサービスの充実を求めますか。（自由記載）

回答の概要

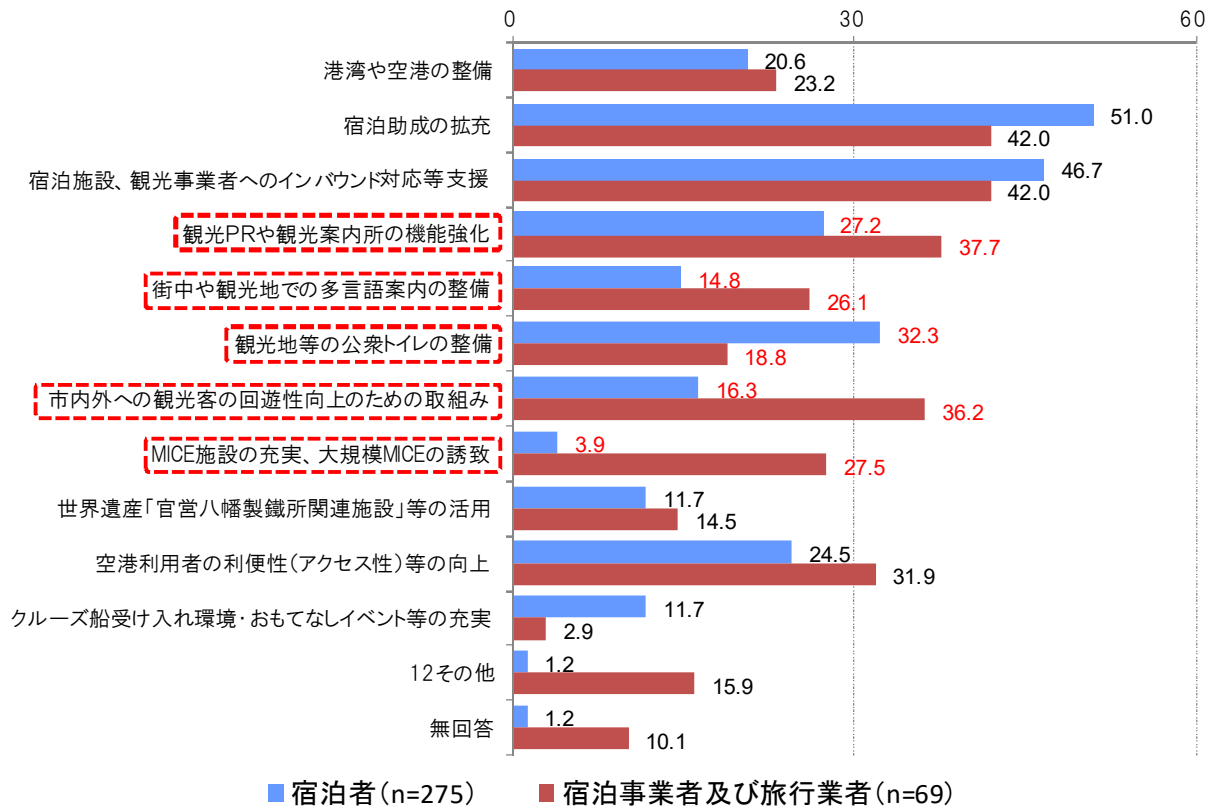
- 様々な意見が挙げられており、特に受入環境整備に関する意見が多かった。一方、宿泊税導入に否定的な意見は少なかった。

項目	内容	年代	居住地
空港アクセス・交通	空港からのバス無料化	20歳代	東京
	東京からは飛行機で来ることが多いが、北九州空港はバスかタクシーしか選択肢がない。例えば船で小倉の街に出れば便利	50歳代	東京
	空港(北九州)からの電車やモノレールがあると便利だなと思います。	30歳代	東京
	アクセスの向上	30歳代	和歌山
駐車場	駐車場などの無料又は割引	60歳代	岡山
	駐車場を多く、また大型車のスペースも。	60歳代	愛知
	市外からの来訪者については、駐車料金の優遇や交通費のクーポン等を考慮	50歳代	長崎
インバウンド	移動の容易さ、多言語利用	30歳代	福岡
	外国人観光客が観光しやすい街づくり	30歳代	大阪
観光	観光スポットを巡るバスは、多くの都市型観光地で運行されています。今日は、市立美術館に行きましたが、七条からシャトルバスが出ているとはいえやはり不便だと感じました。小倉城周辺とつなぎ、海のほうまで回る市内観光巡回バスがあれば好都合です。	50歳代	静岡
	観光PR	19歳以下	福岡
	主に観光客から徴収するものであるため、観光で北九州市を訪れた方々が快適に過ごしていただけるようなことに活用してもらいたい。	60歳代	福岡
整備	駅前、整備等	50歳代	神奈川
	市のインフラ設備	20歳代	滋賀
	施設の改修	60歳代	韓国
	公園施設の整備	60歳代	兵庫
	環境面がより清潔であることや、ごみの処理等がしっかりと整備されること	30歳代	神奈川
	バリアフリー、洗浄機付きトイレの増設等	40歳代	東京
イベント	競輪開催時のイベントの充実、強化。特に競輪祭のとき	50歳代	東京
	おもてなしイベント等に力を入れる。	40歳代	福岡
	イベント施設、展示場の充実	40歳代	東京
	誰もが気軽に参加可能な体験型イベントのサービスを期待する。	40歳代	熊本
宿泊者向けサービス	ホテル利用割引券	30歳代	東京
	支払者に還元サービスを要望します。	60歳代	奈良
	宿泊者へのサービス	40歳代	東京
	高齢化になっている現状なので、その方たちが住みやすく便利な場所がより多くつくっていただけると、住みやすさがもっと増えると思います。	40歳代	埼玉
	割引券等の充実	20歳代	長崎
	朝食サービス	30歳代	福岡
	宿泊助成してもらえるとありがたい	40歳代	東京
	宿泊客の利便性につながる活用	50歳代	東京
その他	宿泊税そのものをやめて欲しい。観光都市という点に重きを置くなら、一般の会計から搬出してほしいです	60歳代	千葉
	福岡市と一緒にことをやらないでほしい	60歳代	福岡
	この十年近く、全国のホテルの料金が上がる一方で、我々のような出張族にとっては、税金にしろ観光振興にしろ、また値上がりなのかよ～という感じです。	50歳代	神奈川
	税はないほうがよいと思いますが、何に使うかが一番大事	50歳代	東京
	宿泊税を課すのであれば、他の自治体に宿泊をします。	60歳代	東京
	名称を支払う側も参加しているという気になる元気なものにしてください。宿泊税は暗い。(例)北九州観光繁栄協力金、北九州観光推進キャンペーン支援金…。	60歳代	東京

4. 宿泊事業者及び旅行者アンケート調査結果との比較

回答の概要


- 観光PRや観光案内所の機能強化、街中や観光地での多言語案内の整備、観光地等の公衆トイレの整備、市内外への観光客の回遊性向上のための取組み、MICE施設の充実・大規模MICEの誘致では、宿泊者と宿泊事業者及び旅行者の回答に大きな乖離が見られる。
- 訪問側と受入側という立場に違いはあるものの、主たる受益者であるべき宿泊者の意見を十分取り入れ、バランスの取れた観光施策の推進が必要と考えられる。



(4) 調査票

宿泊税に関するアンケート

北九州市では、現在、宿泊税の導入について検討を行っています。
 宿泊税は、市内に宿泊する方に対して税を課し(1人1泊200円程度)、
 その税を財源として、本市の観光振興に役立てるものです。
 宿泊税の効果的な活用方法について、宿泊者の皆さまのご意見をお聞か
 せください。
 (※ ご回答いただいた方には、粗品「開門の塩」を進呈いたします)



該当する項目に○をつけてください。

1. あなたについて伺います。

- (1) 年代 1. 19歳以下 2. 20歳代 3. 30歳代
 4. 40歳代 5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳以上

(2) お住いの都道府県 () 都・道・府・県)

(3) 主な来訪目的 1. 観光 2. ビジネス 3. その他 ()

2. 宿泊税の活用方法として望ましいと思うものを教えてください。(複数選択可)

- 1. 港湾や空港の整備
- 2. 宿泊助成の拡充(割引クーポンなど)
- 3. 宿泊施設、観光事業者へのインバウンド対応等支援(バリアフリー、トイレ洋式化、キャッシュレス対応、Wi-Fi環境整備等への補助)
- 4. 観光PRや観光案内所の機能強化
- 5. 街中や観光地での多言語案内の整備
- 6. 観光地等の公衆トイレの整備(洋式化やバリアフリー化)
- 7. 市内外への観光客の回遊性向上のための取組み
- 8. MICE(*)施設の充実、大規模MICEの誘致
- 9. 世界遺産「官営八幡製鐵所関連施設」等の活用
- 10. 空港利用者の利便性(アクセス性)等の向上
- 11. クルーズ船受け入れ環境・おもてなしイベント等の充実
- 12. その他 ()

(*)MICEとは、Meeting(企業等の会議)、Incentive travel(企業等の行う報奨・研修旅行) Convention(国際機関・団体・学会等が行う国際会議)、Exhibition/Event(展示会・見本市、イベント)の頭文字のこと。

3. 宿泊税を活用して、どのようなサービスの充実を求めますか。(自由記載)

【アンケート実施機関】

北九州市役所(観光課) 担当: 松本、吉田 電話: 093-551-8150

参考1-4 パブリックコメント

(1) 意見募集期間

令和元年7月17日(水)～7月26日(金)

(2) 閲覧・配付場所

- ・産業経済局観光課
- ・広報室広聴課
- ・各区役所総務企画課
- ・各出張所
- ・北九州市ホームページ

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ、持参

(4) 意見提出状況

提出意見数37件(提出者数23名)

(5) 提出された意見

【宿泊税の使途について(1/2)】

No.	意見概要	調査検討会議の考え方
1	J R小倉駅の観光案内所のスペースが狭い。予算を配分し、充実させてもらいたい。	<p>観光案内所の機能強化については、調査検討会議でも市の顔として重要と考え、「北九州市宿泊税の考え方(案)」のP12「15 観光案内所の機能強化」として記載しております。</p> <p>いただいたご意見を参考にしながら報告書に反映します。</p> <p>ご意見のとおり、北九州市には多くの魅力的な観光資源があり、それを活かすためにも戦略的なプロモーション(情報発信)は不可欠と考えます。</p> <p>戦略的なプロモーションについては、「北九州市宿泊税の考え方(案)」のP10「1 戦略的な誘客促進プロモーションの推進」及び「都市イメージの醸成」として記載しております。</p> <p>いただいたご意見を参考にしながら報告書に反映します。</p>
2	観光を売りにしていくのであれば、街の顔となる観光案内所のあり方を検討し、宿泊税を活用して改善してもらいたい。	
3	観光案内所が狭いので、改修し、おもてなしが感じられるようにしてもらいたい。	
4	北九州市には様々な魅力的な資源があるが、認知度が低いことが課題と思います。観光地を選ぶ時の情報源は、まだまだ、テレビや雑誌でよく取り上げられる観光地に行ってみたいと思うのではないのでしょうか。ぜひ、宿泊税を使って、多くのメディアに取り上げられるような取組みをしていただきたいと思います。	
5	北九州は魅力はいっぱいあるのに、発信力が低い。税の使い道については、知恵を絞り、分かりやすい内容で外部へ発信してもらいたい。	
6	北九州市は魚が美味しく、種類も豊富。宿泊税を活用し、首都圏のテレビ番組を誘致し、北九州市の良さをPRしてもらいたい。	
7	東京では北九州市の知名度が低い。PRできる良い素材があるので、徴収した宿泊税を思い切って全額市のPRに使うぐらいの覚悟があった方がよいのではないか。	
8	将来のインバウンド増加のための先行投資の原資として徴収するものであり、徴収額についても許容範囲であり妥当。投資に対する効果(=観光客数)も定量把握できるものであり、チェック&アクションを繰り返すことで、効果的な税収の活用ができる。	

【宿泊税の用途について（2／2）】

No.	意見概要	調査検討会議の考え方
9	使い方が観光振興ではビジネス客の理解を得るのは難しいのではないかと。	調査検討会議としても、ビジネス目的の宿泊者が恩恵を感じられる施策が必要だと考えます。
10	北九州市の宿泊客はビジネス客が多い。ただ、全ての時間をビジネスに使っている方は少なく、夕食を食べに街へ繰り出すこともあれば、仕事の合間に観光や街の散策をすることも思う。そのような方が恩恵を感じられるように、空港からのバスの本数を増やしたり、公衆トイレをきれいしたり、案内板を分かりやすくするような取り組みに宿泊税を使用したらどうか。	<p>そのため、「北九州市宿泊税の考え方（案）」のP11「【戦略③】セールスプロモーション戦略」として、宿泊者へ夜の観光を楽しんでいただく、夜型観光（ナイトタイムエコノミー）の充実や、P12「【戦略④】おもてなしの充実」に空港へのアクセス強化、公衆トイレ及び案内板の改修等を記載しております。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考にするように、調査検討会議として北九州市へ伝えます。</p>
11	全国の自治体がMICE推進を強化している。老朽化した施設の改修や助成金の拡充をすることで競争力が強化されるのではないかと。	<p>MICE戦略については、「北九州市宿泊税の考え方（案）」のP13「17 MICE施設の大規模改修」及び「18 MICE開催助成の拡大」として記載しております。</p> <p>いただいたご意見を参考にしながら報告書に反映します。</p>

【その他宿泊税の使途について】

No.	意見概要	調査検討会議の考え方
12	手つかずのエリアである若松北海岸を開発してはどうか？自然の海岸が残っており、夕日のロケーションが良い。滞在時間の延長につながるのではないか。	いただいたご意見につきましては、観光振興を目的とした内容に資するかどうかを念頭に、今後の具体的な事業内容の検討にあたり、参考とするように、調査検討会議として北九州市に伝えます。
13	門司港～折尾間のフリー切符を造るなど、車が無い方でも楽しめるようにしたり、テーマ（例：歴史探訪）などの切り口でスタンプラリーを行い、滞在時間を伸ばす取り組みをしたみたらどうか。	
14	宿泊者対策として、携帯SIMカードのレンタル（インバウンド向け）や地元名産品のプレゼントなどを行ったらどうか。	
15	小倉駅周辺の豪雨による冠水・水はけの悪い交差点の是正工事を行ってもらいたい。	
16	QRコード決済について、利用者・加盟店に対して補助を行うことで起業促進などにも寄与し、継続的な商業の発展に繋がると考える。	
17	門司港駅、小倉駅等を集合出発のまちあるき事業実施等による着地型観光の整備に取り組んでもらいたい	
18	門司港レトロ地区、小倉駅周辺に土日祝も取扱いができる外貨両替所を設置してもらいたい	
19	市外からの集客が見込めるイベントを開催してもらいたい。	
20	税が既存施策の充たにならないようにしてもらいたい。せつかくの財源なので、継続的に実施可能なイベント等を立ち上げてはどうか。例えば、ミクニワールドスタジアムや総合展示場でイベントが少ない時期に、海外からも人が呼べるように国際色豊かなイベントなど。	
21	日本新三大夜景都市への認定や毎年のTGCの開催など北九州市の観光に追い風を感じており、北九州市でも宿泊税を徴収し、更なる観光振興につなげてもらいたい。また使途については、人気の観光地で、観光客のマナーの悪さから観光公害と言われるような問題が発生しており、北九州市ではそのようなことがないように対策費用として使ってもらいたい。	

【課税要件について】

No.	意見概要	調査検討会議の考え方
22	福岡市では宿泊料が2万円を超えると宿泊税が500円になるようだが、北九州市ではどう考えているのか？	課税区分については、「北九州市宿泊税の考え方（案）」のP15「税率（税額）」に記載しておりますとおり、宿泊事業者の事務負担も考慮の上、簡素な制度とすることが望ましいこと、宿泊料金に関わらず、行政サービスを受ける程度は変わらないため、広く負担し公平性を確保することが適当であることから、免税点や課税区分は設けず、一律とすることが適当と考えています。
23	北九州市の宿泊者の3分の2がビジネス目的の客であり、1泊4,000円前後の料金に対し、200円の宿泊税は重すぎるのではないか。	
24	高級な部屋に泊まった方から多くの税金を取れるように、課税金額を変えるべきだと思う。	
25	他都市では免税点を設け、非課税対象としている。修学旅行への減免が実施されているところもあり、こうした情報も提供し説明すべきでは。	
		今回の「北九州市の宿泊税の考え方（案）」については、調査検討会議として議論をして、まとめた考え方です。 他都市の状況については、HPで公開している第1回及び第2回の会議資料に掲載して議論しており、報告書にも掲載を予定しています。

【その他（1／2）】

No.	意見概要	調査検討会議の考え方
26	門司港レトロをはじめとする観光振興に役立てて頂きたい。政令指定都市として、誇りを持って取り組むことに期待する。	いただいたご意見については、今後の参考とするように、調査検討会議として北九州市に伝えます。
27	宿泊税は北九州市を豊かにし、商売が繁盛する。	
28	宿泊税の導入に賛成です。	
29	宿泊施設に人手（徴収や説明）や費用面（領収証代）などの負担がかかるのではないか。	<p>宿泊事業者の事務負担が出来るだけ軽減されるように、課税要件（「北九州市宿泊税の考え方（案）」のP14及びP15）を検討してきました。</p> <p>具体的な負担軽減策については、今後北九州市が検討していくこととなります。いただいたご意見については、今後の参考とするように、調査検討会議として北九州市に伝えます。</p>
30	観光振興の基本戦略のための財源対策として、例えば部門限定の消費税（飲食店、宿泊、アメニティなど、市民免税制度も導入）等の独自課税がより合理性がある。	第1回及び第2回の会議において、税以外による手法なども含め検討した結果、受益と負担の関係から、宿泊税が適当であると考えています。
31	もし北九州市でも宿泊税を取ることになって、福岡県とバラバラに観光振興を行うのではなく、協力して観光振興に取り組んでもらいたい。	いただいたご意見については、今後の参考とするように、調査検討会議として北九州市に伝えます。
32	事業者へのアンケートの回収は69件、回収率33%と関係事業者への説明が不十分ではないか。	<p>今回実施したのはアンケート調査であり、説明・周知とは別の目的で行いました。</p> <p>アンケート調査の前に宿泊関係団体に説明して協力をお願いしました。提出期限後にも電話で再依頼し、提出いただけるようお願いしました。</p>
33	<p>わずか2回の検討会を開催し、10日間のパブリックコメントで意見を聞くのは拙速、乱暴。</p> <p>総務省は、法定外税の検討に際しての留意事項で、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要とされており、慎重にすべき。</p>	<p>調査検討会議では、様々な方から意見を聴取するため、宿泊事業者や宿泊者のアンケート調査を実施しました。</p> <p>その結果に基づき、第1回及び第2回の会議において、一定程度方針が定まったため、パブリックコメントを実施しております。</p> <p>また宿泊事業者に対しては、事務局が、別途、関係団体の会合等に出席し説明を行うなどしております。</p>

【その他（2／2）】

No.	意見概要	調査検討会議の考え方
34	観光と宿泊、宿泊税と観光振興について、もっと議論を深める必要があるのではないか。	宿泊事業者及び宿泊者からのアンケート調査等を踏まえた議論や、他都市の状況や北九州市の観光振興の現状、課題を踏まえた新たな施策の検討を行い、一定程度方針が定まったことから、パブリックコメントを実施しております。
35	福岡県の宿泊税に委ねて影響見ることが賢明であり、早急に導入する必要性がない。宿泊しない観光客が多数である現状を踏まえるべきである。	福岡県が宿泊税の導入を予定している中で、宿泊事業者及び宿泊者に対するアンケート調査の結果や、観光振興に係る財政需要について検討した結果、北九州市が独自に宿泊税を課税することが適当であると考えています。
36	消費税アップに加え、宿泊税の導入で宿泊者数が減少するのではないか。	
37	国による社会経済情勢の変化（消費税10%）がある時に、新たな負担を課すことは適切な判断とは言えないのではないか。	また、課税期間については「北九州市宿泊税の考え方（案）」のP15に記載しておりますとおり、「条例施行後3年・その後は5年を目途に見直しを行う」という考え方であり、社会経済情勢等を踏まえ、見直しを検討すべきと考えます。



北九州市
CITY OF KITAKYUSHU

☎ 093-671-8181

北九州市コールセンター

Foreign Language

アクセス・連絡先

サイト内検索

トップ
くらしの指標
観光・おでかけ
ビジネス・産業・まちづくり
市政情報
市の広報

現在位置: [トップページ](#) > [市政情報](#) > [観光・計画](#) > [各種振替・計画](#) > [観光](#) > 北九州市の宿泊税の考え方(案) ▶ 伊藤副市長

に対する意見の募集について

北九州市の宿泊税の考え方(案)に対する意見の募集について

更新日: 2019年7月16日 Facebook Twitter

北九州市宿泊税に関する調査検討会議では、北九州市独自の宿泊税の導入について検討を進めています。この度、調査検討会議として「北九州市の宿泊税の考え方(案)」をとりまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

※いただいたご意見に対して個別の回答はいたしませんが、その旨ご了承いたします。

1. 意見募集期間

令和元年7月17日(水曜日)から7月26日(金曜日)まで

2. 閲覧・配布場所

- ・産業経済局観光課(小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4F)
- ・広報室広聴課(市役所本庁舎 1F)
- ・各区役所総務企画課
- ・各出張所
- ・北九州市ホームページ

3. 意見提出書様式

様式は自由ですが、住所、氏名のご記入をお願いします。

4. 意見の提出方法

住所、氏名をご記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 電子メール
メールアドレス: san-kankou@city.kitakyushu.lg.jp
- (2) 郵送
〒802-0001 小倉北区浅野3-8-1 北九州市産業経済局観光課あて
- (3) ファクシミリ
FAX: 093-551-8151 北九州市産業経済局観光課あて
- (4) 指定場所への持参
 - ・産業経済局観光課(小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4F)
 - ・広報室広聴課(市役所本庁舎1F)
 - ・各区役所総務企画課
 - ・各出張所

5. 考え方(案)

[北九州市の宿泊税の考え方\(案\) \(PDF形式: 422KB\)](#)

[\(参考\) 意見提出様式 \(Word形式: 30KB\)](#)

一部のファイルはPDF形式で提供しています。PDFの問題にはAdobe System社の無償ソフトウェア「Adobe Reader」が必要です。下記のAdobe Readerダウンロードページなどから入手してください。
[Adobe Readerダウンロードページ\(外部リンク\)](#)

このページの作成者

産業経済局観光課・観光産業振興室観光課
〒802-0001 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号A 1 Mビル4階
電話: 093-551-8150 FAX: 093-551-8151
[メールアドレス\(メールフォーム\)](#)

各種振替・計画

- ◎ 地方創生
- ◎ 国家戦略特区
- ◎ 国際・情報通信
- ◎ 安全・安心
- ◎ 観光
- ◎ 子育て・教育
- ◎ 気候・福祉・住居
- ◎ 森林・水産業
- ◎ 上下水道・道路・交通
- ◎ 環境・エネルギー
- ◎ 社会資本総合整備
- ◎ 芸術・文化
- ◎ (仮称)平和資料館
- ◎ 公園緑地

- ◎ 組織から探す
- ◎ 区役所
- ◎ 施設
- ◎ 市民のこえ(ご提案・ご相談)

北九州市コールセンター
093-671-8181
年中無休 8時～21時

図 北九州市の宿泊税の考え方(案)に対する意見募集ページ(北九州市ホームページより)

59

(6) 意見募集資料 (北九州市の宿泊税の考え方(案))

北九州市の宿泊税の考え方(案)

【意見募集期間】 令和元年7月17日(水)～26日(金)

北九州市宿泊税に関する調査検討会議

1

意見募集要領

北九州市宿泊税に関する調査検討会議では、北九州市独自の宿泊税の導入について検討を進めています。この度、調査検討会議として「北九州市の宿泊税の考え方(案)」をとりまとめましたので、市民のみなさまのご意見を募集します。

※いただいたご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

1 意見募集期間

令和元年7月17日(水)～26日(金)

2 案の閲覧・配布場所

- ・産業経済局観光課 (A1Mビル4階)
- ・各区役所総務企画課
- ・各出張所
- ・広報室広聴課 (市役所1階)
- ・北九州市ホームページ
(www.city.kitakyushu.lg.jp)
※トップページで「宿泊税」と入力して検索してください。

3 意見提出書様式

様式は自由ですが、住所、氏名の記入をお願いします。

4 意見の提出方法

住所、氏名をご記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 電子メール
電子メール・アドレス
(san-kankou@city.kitakyushu.lg.jp)
- (2) 郵送
〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1
北九州市産業経済局観光課あて
- (3) ファクシミリ
FAX 093-551-8151
北九州市産業経済局観光課あて
- (4) 指定場所への持参
 - ・産業経済局観光課 (A1Mビル4階)
 - ・各区役所総務企画課
 - ・各出張所
 - ・広報室広聴課 (市役所1階)

【問い合わせ先】北九州市宿泊税に関する調査検討会議事務局(北九州市観光課)
〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 TEL 093-551-8150
E-mail san-kankou@city.kitakyushu.lg.jp FAX 093-551-8151

2

【目次】

1. 検討の趣旨・経緯と動き	・・・	4
2. 北九州市がこれまでに行った観光振興に関する主な取組み	・・・	7
3. 宿泊税を財源とする取組みの考え方	・・・	9
4. 宿泊税の課税要件	・・・	14
5. 北九州市の観光振興の現状と課題	・・・	16
6. (参考)北九州市宿泊税に関する調査検討会議について	・・・	23

3

1. 検討の趣旨・経緯と検討状況

(1)検討の趣旨・経緯

- 福岡県では、福岡市を除く福岡県全域(北九州市を含む)において、観光振興の財源とするため、県税として宿泊者に対し、一律200円の宿泊税(市町村交付分100円、県主体事業分100円)を課する条例案が県議会に提出され、7月12日に可決されました。
- そのため、北九州市が宿泊税を課税するかどうかに関わらず、北九州市域においても福岡県税として、200円の宿泊税が課せられることとなります。
- 一方、福岡市域では、福岡県、福岡市の役割分担を調整した結果、双方の合計税額を原則200円とし、福岡県が50円、福岡市が150円を課する条例案が市議会に提出され、6月24日に可決されています。
- ついては、福岡市と同様のゲートウェイ機能を有する政令市である本市においても、利便性や魅力を向上させ、多くの観光客・ビジネス客を呼び込み、北九州市のみならず九州全体の活性化に繋げるため、観光振興に必要な財源を確保することを目的とし、独自の課税について検討することとしました。
- 検討にあたっては有識者による「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」を設置し、これまで2回にわたる会議を開催してきました。
- 本調査検討会議では、宿泊税を導入した先行事例調査や宿泊事業者・旅行者へのアンケート調査などを行い、宿泊税を財源とする取組みの考え方や課税要件について議論を進めた結果、北九州市として独自の課税をすべきとの方向性がまとまりましたので、市民のみなさまに広く意見を求めることとしました。

4

1. 検討の趣旨・経緯と検討状況

(2) 宿泊税導入に伴う歳入見込みについて(試算)

【北九州市が導入しなかった場合】



【北九州市が導入した場合(仮に福岡市と同額の税率としての試算)】



5

1. 検討の趣旨・経緯と動き

(3) 検討の動き

時期	福岡県・福岡市の動き
平成30年 7月13日	第1回福岡県観光振興財源検討会議
平成30年 9月14日	福岡市観光振興条例が可決
平成30年10月 3日	第1回福岡市宿泊税に関する調査検討委員会
令和元年 5月24日	福岡県と福岡市による協議が合意
令和元年 6月24日	福岡市宿泊税条例が可決
令和元年 7月12日	福岡県宿泊税条例が可決

時期	北九州市の動き
令和元年 5月29日	北九州市長が宿泊税の検討開始を表明
令和元年 6月19日	宿泊事業者・旅行者へのアンケート調査実施(～6月30日まで)
令和元年 6月26日	北九州市議会において、「本市での宿泊税導入に関する決議」を議決
令和元年 6月28日	第1回北九州市宿泊税に関する調査検討会議
令和元年 7月 6日	宿泊者向けアンケート調査実施(～7月15日まで)
令和元年 7月11日	第2回北九州市宿泊税に関する調査検討会議
令和元年 7月30日	第3回北九州市宿泊税に関する調査検討会議(予定)
令和元年 8月上旬	第4回北九州市宿泊税に関する調査検討会議(予定)

6

2. 北九州市がこれまでに行った観光振興に関する主な取組み

(1)ハード面

施設整備関連(MICE)

MICE*施設建設費(約216億円)

西日本総合展示場本館(昭和52年)、北九州国際会議場(平成2年)、西日本総合展示場新館(平成10年)

施設整備関連(観光)

門司港レトロ施設等整備費(約425億円)

「旧門司港三井倶楽部」等の歴史的建造物保存活用、関門海峡ミュージアムの整備 など

施設整備関連(観光)

小倉城周辺魅力向上事業費(約16億円)

小倉城天守閣展示リニューアル、小倉城のライトアップ、飲食物販施設整備 など

施設整備関連(世界遺産)

世界遺産眺望スペース等整備費(約1億円)

眺望スペースの整備・充実、トイレ・駐車場の確保、世界遺産の保全 など

施設整備関連(空港)

新北九州空港整備費(約129億円)

新北九州空港の整備に係る地元負担金(北九州市負担分)

施設整備関連(港湾)

新門司フェリーターミナル整備費(約2億円)

新門司フェリーターミナルの埠頭用地や関連施設の整備 など(令和元年度分)

(*)MICEとは、Meeting(企業等の会議)、Incentive travel(企業等の行先観光・研修旅行) Convention(国際機関・団体・学会等が対する国際会議)、Exhibition/Event(展覧会・見本市、イベント)の頭文字のこと。

7

2. 北九州市がこれまでに行った観光振興に関する主な取組み

(2)ソフト面

MICE関連

MICE開催助成金(約0.7億円/年)

大規模MICEの開催を助成

MICE関連

MICE施設管理費(約3億円/年)

西日本総合展示場(新館)、北九州国際会議場の指定管理料

案内所・施設関連

観光案内所運営に係る費用等(約0.4億円/年)

小倉駅、門司港駅、北九州空港

案内所・施設関連

観光施設管理運営に係る費用等(約5.5億円/年)

小倉城、小倉城庭園、平尾台、皿倉山、門司港レトロ など

クルーズ関連

クルーズ船受入・誘致に係る費用等(約1億円/年)

ひびきCT本部等設置業務、安全対策業務、シャトルバス運行业務、タグボート補助金 など

空港関連

北九州空港の新規路線就航促進に係る費用等(約7億円/年)

運行助成、PR活動、航空会社セールス、空港アクセス利便性の維持・向上、空港整備事業地元負担金 など

8

3. 宿泊税を財源とする取組みの考え方

(1) 基本的な考え方

考え方①

北九州市観光振興プランに基づく施策に充当する

視点 宿泊税による税収の利用目的は「観光振興」であるため、原則として、北九州市の観光振興の基本方針を定めた「北九州市観光振興プラン」に基づいた施策に充当されるべきである。

【留意すること】

宿泊需要の創出、インバウンド対応、観光PR、観光案内所の機能強化など、優先順位を付けて取り組む。

考え方②

今後の観光動向や、九州全体における北九州市の役割を踏まえた施策に活用する

視点 宿泊税は、北九州市の将来にわたる観光の発展を維持、促進させるものであるため、今後の観光動向等を注視し、適切な投資を行うことが必要である。また、北九州市は九州における玄関口ともなる都市であるため、九州全体への波及効果も意識しつつ、取組を進めるべきである。

【留意すること】

現場の意見、国の調査結果等データに基づいて取り組む。

考え方③

既存施策への単純な充当は行わない

視点 宿泊税は、これからの観光振興のために導入するのであるから、これまでの取組に充当するのは適切でない。したがって、新規事業や既存施策の拡充などに充当されるべきである。

【留意すること】

宿泊者増につながる新規事業(グレードアップ)に重点を置く。

9

3. 宿泊税を財源とする取組みの考え方

(2) 今後必要と考えられる取組(1/4)

基本戦略	取組内容	事業規模
【戦略①】 北九州市＝観光都市としての プランディング <都市イメージ>	1 戦略的な誘客促進プロモーションの推進 ロケ誘致、YouTube等を活用したPRの実施 など	0.5億円
	2 都市イメージの醸成 テレビ番組などメディアを活用したイメージ醸成、SNS映えする ロゴオブジェ等の設置 など	0.5億円
【戦略②】 北九州市ならではの地域資源の 観光資源化 <資源の発掘・磨き上げ>	3 門司港レトロリニューアル事業 旧門司三井倶楽部や旧大阪商船の耐震事業 など	5億円
	4 門司港レトロの魅力向上、観光推進等 ライトアップや夜間景観周遊バスの運行、情報発信や集客イベント の実施 など	3億円
	5 ニューツーリズムの推進 サイクルツーリズムやスポーツツーリズム等の推進 など	0.5億円
	6 世界遺産眺望スペースのPR等 イベントPR、構内見学バスツアーの再開 など	1億円

※ 委員から特に注力すべきと意見があったものや、
宿泊業者・旅行者アンケートにおける上位項目を赤字で記載

10

3. 宿泊税を財源とする取組みの考え方

(2) 今後必要と考えられる取組(2/4)

基本戦略	取組内容	事業規模
【戦略③】 セールスプロモーション戦略 ＜情報発信＞	7 市内外への観光客の回遊性向上のための取組 関門運橋、東・中九州観光ルート協議会(別府市・熊本市)、九州縦断観光ルート協議会(福岡市・熊本市・鹿児島市)などを通じたプロモーション事業 など	1億円
	8 夜型観光(ナイトタイムエコノミー)の充実 夜景観光の強化や夜間イベントの実施、宿泊者向けグルメ情報などの情報発信・プロモーション など	0.5億円
	9 修学旅行誘致の強化 市内へのコース変更等セールスの強化 など	0.3億円
	10 産業観光等のセールスの強化 産業観光の受入体制の強化やプロモーションの強化 など	0.5億円

※ 委員から特に注力すべきと意見があったものや、
宿泊業者・旅行者アンケートにおける上位項目を赤字で記載

11

3. 宿泊税を財源とする取組みの考え方

(2) 今後必要と考えられる取組(3/4)

基本戦略	取組内容	事業規模
【戦略④】 おもてなしの充実 ＜受け入れ体制の整備＞	11 「まちあるき」の満足度向上整備 観光地のトイレ、Wi-Fi環境の整備 など	1.5億円
	12 空港から市内アクセスの強化 小倉駅-北九州空港間エアポートバスの増便 など	1.5億円
	13 空港内の案内表示の刷新 デジタルサイネージ、バス乗換情報システム等の設置 など	0.2億円
	14 新門司フェリーターミナル整備費 新門司フェリーターミナルの埠頭用地や関連施設の整備 など	2億円
	15 観光案内所の機能強化 観光案内所リニューアル、デジタルサイネージの設置、案内機能強化、多言語対応 など	3億円
	16 観光案内板の強化 観光総合案内板の改修、多言語化 など	1億円

※ 委員から特に注力すべきと意見があったものや、
宿泊業者・旅行者アンケートにおける上位項目を赤字で記載

12

3. 宿泊税を財源とする取組みの考え方

(2) 今後必要と考えられる取組(4/4)

基本戦略	取組内容	事業規模
【戦略⑤】 MICE戦略 ＜都市型集客＞	17 MICE施設の大規模改修 北九州国際会議場、西日本総合展示場の大規模改修	4億円
	18 MICE開催助成の拡大 助成の拡大、推進体制の強化 など	1.5億円
【戦略⑥】 インバウンド戦略 ＜東アジアからの誘客＞	19 宿泊施設へのインバウンド対応支援等 キャッシュレス推進、トイレ洋式化・バリアフリー化(公衆トイレ含む)、 WiFi環境整備、宿泊助成 など	1.5億円
	20 インバウンド誘致に向けた情報発信の強化 HPの更新、動画の作成、SNSでの発信、ウェブメディアの活用、 FAMツアーの実施 など	1億円
合 計	ハード面	15.2億円
	ソフト面	14.8億円

※ 本資料は、今後必要な財政需要を試算したものであり、宿泊税を財源とした具体的な事業内容は、各年度の予算編成時に検討していく。

※ 委員から特に注力すべきと意見があったものや、
宿泊業者・旅行者アンケートにおける上位項目を赤字で記載

13

4. 宿泊税の課税要件

項目	検討案	考え方
課税客体 (課税の対象となる行為)	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	宿泊施設の形態にかかわらず、行政サービスを受用する程度は変わらないため、公平性の観点から、すべての宿泊者を対象とする。
納税義務者	上記施設への宿泊者	
徴収方法	特別徴収	宿泊者から個別に徴収することは現実的ではなく、先行導入事例すべてが特別徴収としている。 特別徴収義務者は宿泊事業者とすることが適当である。
特別徴収義務者 (納税者から税を預かり、市に納入する者)	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	
課税免除 (特定の場合に課税を免除する)	なし	公益性や公平性、特別徴収義務者である宿泊事業者等の事務負担を踏まえ、課税免除は設けない。 修学旅行については、次の理由から課税免除しない。 ①修学旅行生も他の観光客と同様の行政サービスを受用 ②宿泊事業者の事務が増加 ③他の学校行事との線引きが煩雑 ④県税は課税 (修学旅行等誘致施策の拡充等を検討する。)

14

4. 宿泊税の課税要件

項目	検討案	考え方
税率(税額)	・福岡県宿泊税と合わせて200円以内とする。 ・課税区分は設けず、一律とする。	福岡県との二重課税を考慮し、宿泊者の過重な負担とならないと考えられる200円以内とすることが必要である。(他の自治体と比較し、過重な負担ではない。) 特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担も考慮の上、簡素な制度とすることが望ましい。 宿泊料金に関わらず、行政サービスを受ける程度は変わらないため、広く負担し公平性を確保することが適当である。
免税点 (それ以下は課税対象とならない一定の金額)	なし	
課税期間	条例施行後3年・その後は5年を目途に見直しを行う	課税期間は、5年毎を基本とするが、特別徴収義務者である宿泊事業者等の事務負担を踏まえ、福岡県と同様に当初3年、それ以後は5年毎とする。
入湯税 ・宿泊1人1泊 150円 ・日帰り 100円 ※福岡市は、宿泊税の導入に伴い、入湯税を宿泊者1人1泊150円から50円に減額	入湯税の税率(税額)は改正しない	宿泊税とは使途・目的や課税客体が異なる。市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担が考えられる。 福岡市以外の京都市及び金沢市は、入湯税の改正を行っていない。

15

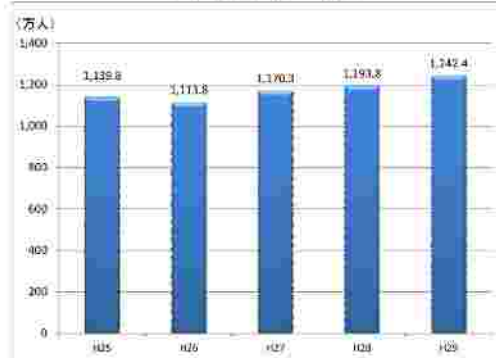
5. 北九州市の観光振興の現状と課題

①観光客数の推移(全体、外国人観光客)(1/2)

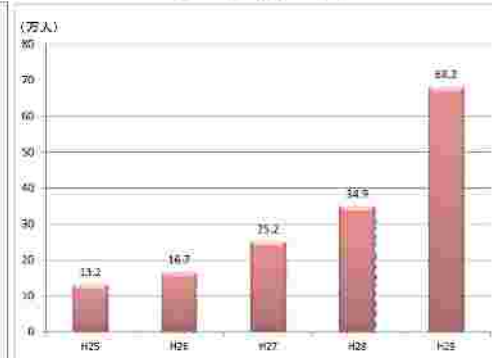
現状と課題

- 北九州市を訪れる観光客数は増加傾向にあり、平成29年には1,200万人を突破した。
- 特に外国人観光客の伸びが著しく、平成29年は平成25年の約5.2倍となっている。これは、日本全体(1,036万人→2,869万人・約2.8倍)、九州全体(167万人→494万人・約4.9倍)を上回っており、今後さらなる増加が見込まれる。(参考:JNTO月別・年別統計データ)

観光客数(実数)の推移



外国人観光客数の推移



資料:北九州市観光動態調査結果

16

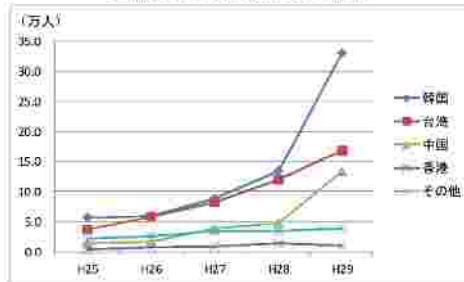
5. 北九州市の観光振興の現状と課題

①観光客数の推移(全体、外国人観光客)(2/2)

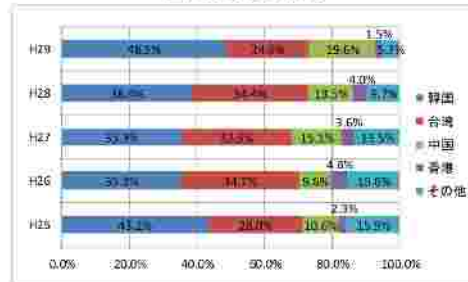
現状と課題

- 国籍別外国人観光客数を見ると、韓国が最も多く、次いで台湾、中国となっている。特に、中国は国際定期便が復活した平成28年以降の伸びが目立ち、直行便就航の効果が表れている。
- このため、直行便のない香港、その他の国籍において、観光客数は横ばいとなっており、今後さらにインバウンド需要を伸ばすためには、東アジアなど就航路線(都市)数を増やしていく必要がある。
- 今後、オリンピック・パラリンピックや大阪万博など世界的なイベントが控えており、外国人観光客の受け皿となる観光施策の充実、強化は喫緊の課題である。

国籍別外国人観光客数の推移



国籍別割合の推移



資料:北九州市観光課「平成29年次外国人観光客数について」

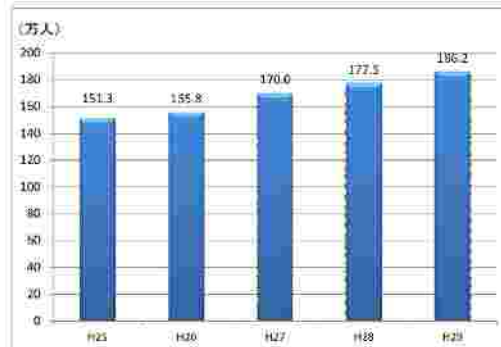
5. 北九州市の観光振興の現状と課題

②宿泊客数の推移(全体、外国人)

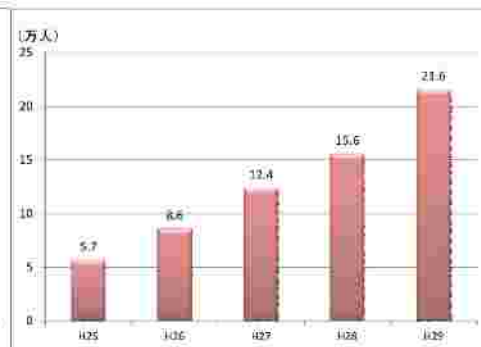
現状と課題

- 宿泊客数も増加傾向にあり、平成29年は平成25年の約1.2倍となっており、観光客数の伸び率(約1.1倍)を上回っていることから、滞在型観光地へ変化を遂げつつあると考えられる。
- 外国人の宿泊客数も同様に増加傾向にある。
- しかしながら、観光客に対する宿泊客数は未だ約15%(外国人観光客については約32%)に留まっており、宿泊者増へ向けた対策が必要である。

宿泊客数(実数)の推移



外国人宿泊客数の推移



資料:北九州市観光動態調査結果

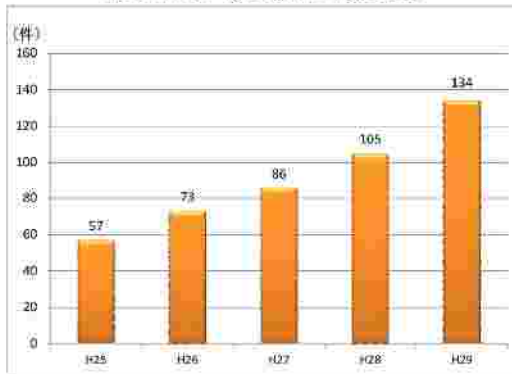
5. 北九州市の観光振興の現状と課題

③MICE開催状況の推移

現状と課題

- MICE開催件数も増加傾向にあり、平成29年は平成25年の約2.4倍となっている。
- 都市別開催件数においても、平成29年は全国8位となるなど、九州において福岡市に次ぐ順位であり、MICE都市としての認知度が飛躍的に向上していると考えられる。
- MICE参加者は、一般観光客に比べ一人あたりの消費額が多いため、地域経済に与える影響が大きく、さらなるMICE誘致策が必要である。

北九州市の国際会議開催件数の推移



日本国内の都市別国際会議開催件数の推移

順位	都市別	2013年		2014年		2015年		2016年		2017年	
		開催件数	開催件数	開催件数	開催件数	開催件数	開催件数	開催件数	開催件数	開催件数	開催件数
1	東京	1,111	1,092	1,141	1,111	1,157	1,192	1,212	1,234	1,251	1,269
2	大阪	573	568	575	587	597	607	617	627	637	647
3	福岡	486	507	526	547	567	587	607	627	647	667
4	名古屋	476	487	500	517	527	537	547	557	567	577
5	札幌	172	187	197	207	217	227	237	247	257	267
6	仙台	147	157	167	177	187	197	207	217	227	237
7	広島	133	147	157	167	177	187	197	207	217	227
8	北九州	87	97	107	117	127	137	147	157	167	177
9	京都	67	77	87	97	107	117	127	137	147	157
10	神戸	77	87	97	107	117	127	137	147	157	167
11	福岡	87	97	107	117	127	137	147	157	167	177
12	仙台	97	107	117	127	137	147	157	167	177	187
13	札幌	107	117	127	137	147	157	167	177	187	197
14	東京	117	127	137	147	157	167	177	187	197	207
15	大阪	127	137	147	157	167	177	187	197	207	217
16	名古屋	137	147	157	167	177	187	197	207	217	227
17	福岡	147	157	167	177	187	197	207	217	227	237
18	札幌	157	167	177	187	197	207	217	227	237	247
19	仙台	167	177	187	197	207	217	227	237	247	257
20	広島	177	187	197	207	217	227	237	247	257	267
21	北九州	187	197	207	217	227	237	247	257	267	277
22	京都	197	207	217	227	237	247	257	267	277	287
23	神戸	207	217	227	237	247	257	267	277	287	297
24	東京	217	227	237	247	257	267	277	287	297	307
25	大阪	227	237	247	257	267	277	287	297	307	317

資料：独立行政法人 国際観光振興機構「2017年 INYO国際会議統計について」 19

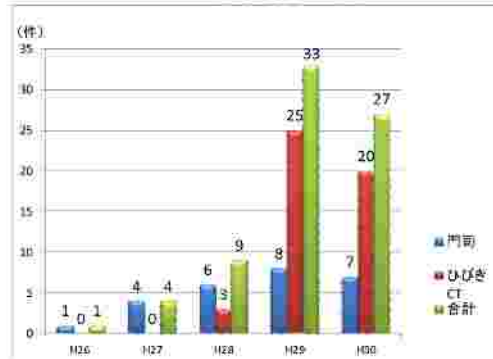
5. 北九州市の観光振興の現状と課題

④クルーズ船寄港回数の推移

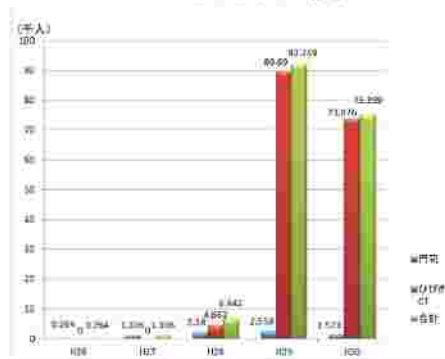
現状と課題

- クルーズ船寄港数について、平成30年に一旦減少したものの、平成31年(令和元年)は9月までで22回寄港予定があり、また、来年以降も既に寄港を予定しているクルーズ船があるなど、需要は衰えていないと考えられる。
- 平成29年度の北九州市の調査によると、クルーズ船乗船客一人あたりの消費額は32,126円と報告されており、クルーズ船の寄港は消費効果をもたらしている。
- 一方、近接する下関市や九州の各県、山陰・山陽地方でもクルーズ船誘致に力を入れ始めており、競争力を維持するため、受入環境整備と誘致対策強化が必要である。

クルーズ船寄港件数の推移



クルーズ船乗船客数の推移



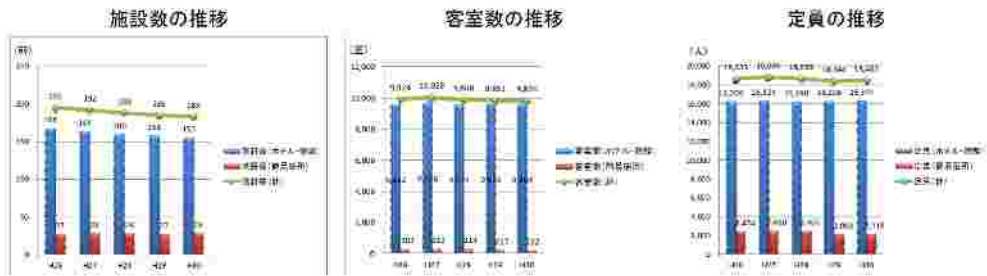
資料：北九州市港湾空港局「クルーズ船寄港数」 20

5. 北九州市の観光振興の現状と課題

⑤ 宿泊施設の推移(施設数)

現状と課題

- 全体に、施設数は微減傾向にあるが、客室数、定員は横ばいとなっている。
- 定員と年間宿泊客数から算出した「定員稼働率」は、約69.9%となっており、平均(全国40.5%、福岡県55.2%)より高くなっている。(参考:観光庁「宿泊旅行統計調査」)
- 宿泊客数は今後も増加傾向にあると考えられるため、受入体制を強化し、より多くの宿泊需要を取り込む必要がある。



資料:北九州市 ホテル・旅館などの情報(施設数、客室及び定員)

5. 北九州市の観光振興の現状と課題

⑥ 北九州空港の利用状況の推移

現状と課題

- 国内線について、就航路線(都市)数が増加しており、それに伴って利用者数も増加している。
- 国際線について、韓国を中心として就航路線(都市)数、利用者数とも近年飛躍的に上昇している。
- 九州のハブ空港とされる福岡空港は、IATA(国際航空運送協会)が指定する「混雑空港(レベル3)」に指定されており、また、運用時間も限られている。このため、福岡市をはじめとする九州各地へのアクセスが良く、24時間運用可能な北九州空港は、今後、さらなる新規就航、増便が見込まれる。(令和元年6月大邱(テグ・韓国))



資料:北九州市港湾空港局資料 22

6. (参考)北九州市宿泊税に関する調査検討会議について

(1)設置目的

北九州市における宿泊税に関する検討を行うため、北九州市宿泊税に関する調査検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(2)検討内容

- ①宿泊税を導入することについて
- ②宿泊税を財源とした観光振興のための新たな施策について
- ③その他目的達成に必要なことについて

(3)委員(50音順・敬称略)

氏名	所属
市瀬 一馬	日本旅行業協会(JATA)九州支部 北九州委員長 (株)JTB北九州支店 支店長
入江 昭彦	北九州ホテル協議会 会長 (JR九州ステーションホテル小倉 総支配人)
絨尾 悦治	小倉旅館ホテル組合 組合長 (小倉ベイホテル第一 代表取締役)
(副委員長) 羽田野 隆士	北九州商工会議所 専務理事
(委員長) 柳井 雅人	北九州市立大学 副学長

参考2. 検討経過

時期	内容
令和元年6月19日	宿泊事業者・旅行者へのアンケート調査実施（～6月30日まで）
令和元年6月26日	北九州市議会が「本市での宿泊税導入に関する決議」を決議
令和元年6月28日	第1回北九州市宿泊税に関する調査検討会議 【主な議題】 調査検討会議の論点整理、福岡県及び福岡市が予定している宿泊税の概要、財政需要について、税以外の適切な手法の検討、課税要件等の検討、宿泊事業者及び旅行者アンケート調査の実施について
令和元年7月6日	旅行者向けアンケート調査実施（～7月15日まで）
令和元年7月11日	第2回北九州市宿泊税に関する調査検討会議 【主な議題】 前回会議を踏まえた方針の確認、宿泊事業者及び旅行者へのアンケート調査結果、財政需要（宿泊税の用途）についての検討、宿泊税の課税要件についての検討、宿泊者へのアンケート調査の実施について、パブリックコメントの実施について
令和元年7月17日	「北九州市の宿泊税の考え方（案）」に対するパブリックコメント実施（～7月25日まで）
令和元年7月30日	第3回北九州市宿泊税に関する調査検討会議 【主な議題】 宿泊者向けアンケート調査結果、宿泊税の用途について、報告書素案について
令和元年8月6日	第4回北九州市宿泊税に関する調査検討会議 【主な議題】 パブリックコメント結果、報告書案について

参考3. 北九州市宿泊税に係る調査検討会議 委員名簿

（50音順・敬称略）

氏名	所属
市瀬 一馬	日本旅行業協会（JATA）九州支部 北九州委員長 （㈱JTB北九州支店 支店長）
入江 昭彦	北九州ホテル協議会 会長 （JR九州ステーションホテル小倉 総支配人）
鍬尾 悦治	小倉旅館ホテル組合 組合長 （小倉ベイホテル第一 代表取締役）
（副委員長） 羽田野 隆士	北九州商工会議所 専務理事
（委員長） 柳井 雅人	北九州市立大学 副学長

参考4. 北九州市宿泊税に係る調査検討会議 設置要綱

北九州市宿泊税に関する調査検討会議 設置要綱

(設置目的)

第1条 北九州市における宿泊税に関する検討を行うため、北九州市宿泊税に関する調査検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討内容)

第2条 検討会議は、次の事項について検討するものとする。

- (1) 宿泊税を導入することについて
- (2) 宿泊税を財源とした観光振興のための新たな施策について
- (3) その他目的達成に必要なことについて

(組織)

第3条 検討会議は、別紙に定める委員で構成する。

2 次の各号に該当する者は選任の対象外とする。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

2 委員長は、検討会議を代表し、会務を掌理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、これを代理する。

(会議運営)

第5条 検討会議は委員長が招集し、これを進行するものとする。

2 検討会議は、必要に応じて、委員以外の者に、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 検討会議の公開の方法は、委員長が委員に諮って決める。

(事務局)

第6条 検討会議の庶務及び補佐を行うため、事務局を産業経済局観光課に置く。

(規定外事項)

第7条 この要綱に定めのない事項で、検討会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。